

國第十二回 參議院内閣委員會會議錄

昭和二十六年十一月二十二日(木曜日)  
午前十時二十三分開会

委員長  
理事  
江元 強  
公平 勇維

理事

委員

内閣官房長官	岡崎 勝男君
行政管理 政務次官	城 義臣君
行政管理 法制度意見長官	大野木克彦君
外務政務次官	中川 融君
外務省政務局長	佐藤 達夫君
農林政務次官	草葉 隆圓君
農林省農政局長	島津 久大君
食糧廳長官	島村 軍次君
林野庁長官	東畑 四郎君
横川 信夫君	青柳 確郎君
山本 豊君	安孫子 藤吉君
水産庁次長	

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

外務省設置法案について審議をいたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。

○三好始君 外務省設置法案の提案理由の御説明を承りますと、こうじょう表現がなされているのであります。我が國は近い将来において主権国家として国際社会に復帰いたすわけであります。従つて政府といたしましては、外務省の再開のため鋭意諸般の準備を

事務局側	常任委員 会専門員 会専門員 常任委員 藤田 友作君
法制局側	法制局長 奥野 健一君
	農林省大臣官 房 総務課長 伊東 正義君
	農林省大臣官 房 文書課長 白井 俊郎君
	農林省農地局長 平川 守君
	農林省農業改良局長 小倉 武一君
農林省農業改良局統計調査部長	安田 善一郎君
本日の会議に付した事件	
○外政機関職員定員法（内閣提出・衆議院送付）	
○行政法律案（内閣提出・衆議院送付）	
○外政省設置法案（内閣提出・衆議院送付）	
○行政法律案（内閣提出・衆議院送付）	

○外務省設置法案（内閣提出・衆議院送付）  
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出・衆議院送付）  
○委員長（河井彌八君）：これより内閣

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

します。ちょっと速記をとめて。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

## ○三好始君　外務省設置法案の提案理

由の御説明を承りますと、どうじょう表

現がなされているのであります。我が國は丘、将来二つ、て主権國家として

国は近い将来において、三種の國家（）、  
國際社會に復帰いたすわけでありま

す。従つて政府といたしましては、外

## 交関係の再開のため銃意譖般の準備を

たしておる次第であります。こうい表現に続いて終りのほうで、近い将来の正式の外交再開に備えんとする次第であります。これはこの法律案提出の法律案を検討して見ますというと、相当各所に不自然さを感じする部分があるの根拠とせられておると了解したのであります。例えは一方において申講和条約発効に備えての在外公館の規定があるかと思えば、他方では占領継続を前提とした規定が混在いたしておるのであります。例えは一方において御説明と法律の根拠とせられておると、こうした提案理由の御説明と法律案の内容との間にはかなり矛盾を感じする点もなきにしもあらずという感じがするのであります。この点についてござる点は、この御説明を承りたいと思うのであります。

○政府委員(草薙國君) 只今の御質問、この提案理由の説明が不十分であつたと存じます。従いましてそういう御疑惑が生したことと存じます。実は直ちに申上げますと、いずれ來春は平和条約の効力の発生する時期と相成ると存じ、それまでに平和条約の内容に盛られておりまするいろいろな議事と申しまするか、そういう点をよく近い機会から始めて行く。もうすでに御承知のようにそういう意味においての準備交渉というものが成るべく始をいたしておるのが二、三あるのであります。従いましてその効力が発生しまするまでの一つは準備的な外交の正式な再開に備えた準備をする。この点から考えますと、現在持つてお

味から不便を感じており、従つて今回  
はまあ主として地域的な局を設置いた  
しまして、そしてこれらの正式な外交  
の回復にいたすべき準備をする、同時  
に外交再開に備える方式をとつてい  
る、こううのでありますので、この  
提案理由がこの点に説明を十分に申上  
げておらないために、只今の御質問が  
生じたと存じます。そういう意味でござ  
いまするから、いよ／＼正式の国交  
が回復いたしますると、美は順次在外  
事務所等も正式の在外公館に切换えて  
参りたいと存しまするし、従つて占領  
政策におきまする現在のいろいろな連  
絡事項等は九十日を過ぎますとなく  
なつて参る、最高九十日を過ぎます  
といわゆる占領軍がおりまする期間中  
の連絡としうことはなくなる。そういう  
意味でありまするので、正式の外交  
再開のときには再びこの設置法を相当  
修正をして参るとか、適当な方法を以  
て正常な外務省設置というものに変え  
て来なければならぬと思います。

実際再開されるに至るまでの準備的な意味を含んでおる、こういうふうに了解いたしたのであります、そういうふうに考えてよろしいですか。

○政府委員(草葉陸國君) 御質問の点、その通りでござります。

○楠見義男君 今の問題に關連してお伺いしますが、少々の時間……暫定的な問題であれば差当たりは現在の態勢で行つて、そうして正式に外交が回復するときに根本的にやるということでもいいようにも思うのですが、暫定的にこういう手間をとらなければ、あちらん特別の理由があるならその理由について伺いたい。

○政府委員(草葉陸國君) 実は暫定的と申上げますのも、成るべく将来を考え得ない点はそのまま行けると思います。例えば地域局等は或いは更に細分することもあり得ると思いますが、現在より以上小さくすることはない。従つて従来は全く占領下の体系だけを考えた外務省でありましたが、今度は将いて従来の行き方から相当飛躍しまして、次の段階を考えながらやつて参りましたので、この中には先に三好さんからお話をありましたような相当改正しなければならんような点が正式の外交のときには出て来るが、併しそのほかの点は従来と違つて正式再開を考えながらやつたと、こういう点であります。

○竹下豊次君 大野木次長はなかなかお見えにならないようですが、外務省の当局に初めお尋ねします。只今補見君から質問がありました。私もその点承わりたいと思つてましたので。今政務次官から答弁もありましたが、現在の機構を見ましても、あれで当分やれないことはないんじやないかというような気持ちがいたしております。併しそれで工合が悪いからこの際はかかる省の行政機構の改革は次の機会に廻わされたにかかわらず外務省の機構だけを切り離して早くおやりになるということになつておるわけであります。現在の機構で工合が悪いという点をもう少し具体的にどういう機構になつていてどの点が運用が困るのだというところの説明をお願いしたい。

つと一応中心になるものを持ちながら、通商航海なら賠償、漁業なら漁業、勢を置きませんと、四月になつてからこれを切換えますと、折角こうやつていたものが又人が變つてやる、局、課が變つてやると、こういう大変な不便を生じますので、つまり落ちついた一貫した事務体系をとるというのが、できるならばこれは實際申上げると十二月一日から、一つ御審議を頂いて、御承認を頂きましたらそういうふうにして行きたい。そうして現在例えばアメリカとカナダと漁業會議をやつております。朝鮮との会談も進めておる。近く賠償會議がずっと生じて来る。そういう体系に応じてずっとその部局で統いてやらせるという体系をとりたいと、いうのが私が申上げました根本であります。

いてそのいずれにか当てはまる事項のみであります。できない仕事をなさるはずだと思います。ただ仕事をされる上においては、この局課にすべてが所屬している仕事なので、だから特にそれをお変えにならなければならぬ。というのは、何故この局課で仕事ができなかつたかということをもう少し、すべてをお話下さることは必要はあります。それをお変えにならなければならぬ。時間がかかりますから……。事例を挙げてどういうことがあるか、どういう点が、こういう点が困るのだといふことをもう少し細かく御説明願いたいと思います。

○政府委員(草津蔭園君) 実は、例えば現在のあります政務局といふのは、まあ全体的な政務を取扱つております。今度それを中心にしましてアジア局、歐米局といふのに変えて行く。国際経済局は從来通りであります。が、管理局或いは調査局、こういうものを改廃して行く、これらの具体的な事例を一つ政務局長がら御説明申上げます。

○政府委員(島津久太君) 現在の体制で、只今政務次官から申上げましたように、現在の体制から今回の新体制になる中心の点は、政務局と調査局、管理局、こういふものを全部何と申しますか、再調整いたしまして、それらの仕事が今回の改正によりまして機動的に動くようになるわけでございます。例えば政務局でやつております仕事は、事例を挙げますと、今までのところは、例えば在外事務所の設置などござりますとか、或いは在京の各國ミッション、そういうものとの連絡その他の政務でございます。又一方調査局に

けまして、世界の各地域を分担して調査研究ということをやつておつたのであります。この局では実際の折衝その他直接外交の実務はやつておらないわけであります。そこで今後は政務局だけがそういうような対外関係の事務をやり切れない。又調査局のように調査ばかりやつておるのもこれも又過当でない。そこで政務局と調査局といふものを当然一緒にしまして、そうしてこれを地域別に分けまして、そうして除外と申しますか、対外的な実務をやる。そして又その地域に応じた調査も合せてやる、まあこういうことを考えておるのであります。これは頗る広くでございますが、管理局は終戦後の残務整理、まあそういうような関係の仕事をするのであります。これは頗る広く汎に亘りまして、戦後この管理局の仕事は相当多かつたのであります。御承知のような在外の財産問題、これは個人に随伴した問題が主になつております。或いは又在外公館で終戦の際に居留民からいろいろ資金を用立ててもらつた、そういう後仕末を行ひます。まあそういう仕事もございます。そういううような財産関係の仕事、こういう仕事、残務整理的なことが相当大部分含まれておる機関でございまして、引揚理局の人員はやはり地域的な政務局に分けまして、その地域に関するそういう仕事がだん／＼と整理をされて参つたわけであります。従いまして管

振向けたい。そういう考え方でございまして、政務局と調査局、管理局というものを一緒にしまして、それを地域的な政務局に再分割して行く、これがまた大体中心になつておるわけであります。そのほかに条約局、条約局の仕事がこれからなお当分の間非常に忙しいこととはこれは御想像され得ることと思うのであります。従いまして条約局の仕事を少し分けまして、そうして新らしい条約局におきましては、まあ平く申せば本来の条約局の仕事、そろそろして現在条約局でやつております国際協力というような関係、国連でございますとか、或いは国際機関、そういうふうな関係の仕事を国際協力ということで新らしい仕事が出て参ることが予想されるのでございます。その内容は確定しておりませんの只今何とも申上げかねるわけでございます。そういうことで国際協力局を設ける。そのほかは大した違ひございません。そういうふうにいたしまして、これは現在の機構でやれることはなかろうといふ御意見でございますが、非常にやはり従来の体制では本来の外務省の活動がやりにくいわけでございます。又人材も有効に使いにくいという関係がございます。そういう関係で今回の改正を提案いたしておるわけであります。



の国会なら国会できめられた方針の下に外交をやる場合にも、それに責任を持つてやれる体系をとつて行くというのが、地域別を出した中心であります。従いましてお話をようかんするが、地元会議、幹部会議を開きまして、内滑に進め、そういう弊害を起さんように一つ極力進めて参りたいとは存じております。

○竹下豊次君 極力進めて行きたいとお考えはいいのですけれども、それは今日までの各省における局課にしても、できるだけ協力して調整して行くという希望を持つてあるのである。ということはどこの省でも同じことなんです。だからほんとに分れば調整をすることが非常に困難な事態に進んで行くということは、これは今までの経験からしても争えないところで、いくらそれをやろうとしても、それは実際できないことです。それからもう一つは、戦前後の状態と今日の国際情勢とは非常に違います。これは私が言ふまであるが、その当時は二つに分れておつても、大した混乱が起らずに済んだと思いますが、今日は世界が非常に小さくなりました。サンフランシスコまで行くのに、もとは三つに分れておつても、大した混乱が起らなくなっています。それが、十時間そこそくで行くという、そのくらい世界が狭くなつておりますし、アジアとヨーロッパという区別が、どこで一体線を切るのかわからないくらいに非常に密接なる一團になつて来たと思うのです。それを二つに分けて局長がやつて行かれるといふけれども、徒然に事務を複雑にするということになります。不利益があるばかりじゃないかと

思うのですが。

○政府委員(草葉隆國君) 実は先ほど申上げました通り、一つの行き方といふものは、外交の根本方針というものは一つの体系を以て、そしていわゆる日本が今後交渉再開して行きます。これは御承知の通りでございます。例えば、今後日本と朝鮮とは、国によつてもそつくり状態が違つております。これは御承知の通りでござります。例え、今後ほかのア

ジアの国とは全く違つて、アメリカはアメリカとして又全然違つた形がある。成るべくそういう国々に合うようないう一つの十分なる調査をしてしまつて、そしてその体系を作つて行かなければならぬ。先ほど申上げましたように、地域局としては現在は最小限度の二つ

に分けましたけれども、或いはもつと二つの局になつておる。二つの局に分けてここでやる。連絡的な関係する点は、これは最高方針に基いて、一つの方針をきめながらそれをやつて行く。従来のやり方からしますると、政務局といふものが中心になつて全部や

ます。それから外務省の局長とか、次官とかといふような人が、本当に大物が座つてもらうと、どうかといたしましては、外務機構はアメリカとイギリスとが二つの体系だと想ひます。これをまあ日本に移します場合

には、一得失があると思ひますが、これらの中のものを総合して、日本の過去

は御同意下すつたようですが、そういう大物を据えて、大きい局にして、その下に部を分けて仕事を統轄して行くことじやできないのですか。

○政府委員(草葉隆國君) その点から申しますと従来は大体政務局が二つあって、それ／＼欧米部なり或いはアジア部とかということにして、一人でおまとめになるということにしたほうがいいのじやないか、それからもう一つは、従来政務局長が……。昔の、元の……今はそうじやないでしようが、勿論それに伴う弊害があつたと云ふことは、私はこういうことを考えておる。どこの局長でも立派な人がお座りにならなければならぬのですが、外務省の局長とか、次官とかといふような人は、本当に大物が座つてもらうと、どうかといたしましては、外務機構はアメリカとイギリスとが二つの体系だと想ひます。これをまあ日本に移します場合

に、底……今後暫くの間、ここ一年くらい

やるより、今後こういうふうに分けますから、大変な便利がある、そういうことが外務省の全部の一つの意見であります。

○竹下豊次君 それ／＼分担して細かく事務をおとりになるということが必要だということはわかりますが、それならば、私は一人の局長の下に部を分けて、それ／＼欧米部なり或いはアジ

ア部とかということにして、一人でおまとめになるということにしたほうがいいのじやないか、それからもう一つは、従来政務局長が……。昔の、元の……今はそうじやないでしようが、勿論それに伴う弊害があつたと云ふことは、私はこういうことを考えておる。どこの局長でも立派な人がお座りにならなければならぬのですが、外務省の局長とか、次官とかといふような人は、本当に大物が座つてもらうと、どうかといたしましては、外務機構はアメリカとイギリスとが二つの体系だと想ひます。これをまあ日本に移します場合

には、一得失があると思ひますが、これらの中のものを総合して、日本の過去

は御同意下すつたようですが、そういう大物を据えて、大きい局にして、その下に部を分けて仕事を統轄して行くことじやできないのですか。

○政府委員(草葉隆國君) その点から申しますと従来は大体政務局が二つあって、従来の調査局とか管理局とかいうの関係だけであつて、事務には関係ないといふことであります。従つて全くお説の整理は困難だ、従つて全くお説の通じておる。私の理想とする人よりも下の心持で今後進めて参りたいと思ひます。

○竹下豊次君 思うのですが。思つたわけです。

○竹下豊次君 それ／＼分担して細かく事務をおとりになるということが必要だということはわかりますが、それならば、私は一人の局長の下に部を分けて、それ／＼欧米部なり或いはアジア部とかということにして、一人でおまとめになるということにしたほうがいいのじやないか、それからもう一つは、従来政務局長が……。昔の、元の……今はそうじやないでしようが、勿論それに伴う弊害があつたと云ふことは、私はこういうことを考えておる。どこの局長でも立派な人がお座りにならなければならぬのですが、外務省の政務局長、こういうよう

に分けましたけれども、或いはもつと二つの局になつておる。二つの局に分けたものであります。これはいろいろな関係で、二つの局になつておる。二つの局に分かれますと、一つの相当な中心者になんけれども、これはいろいろな関係で、二つの局になつておる。二つの局に分かれますと、一つの相当な中心者にならなければ、私はこういうことを考

えておる。どこの局長でも立派な人がお座りにならなければならぬのですが、外務省の局長とか、次官とかといふような人は、本当に大物が座つてもらうと、どうかといたしましては、外務機構はアメリカとイギリスとが二つの体系だと想ひます。これをまあ日本に移します場合

には、一得失があると思ひますが、これらの中のものを総合して、日本の過去

は御同意下すつたようですが、そういう大物を据えて、大きい局にして、その下に部を分けて仕事を統轄して行くことじやできないのですか。

○竹下豊次君 その大きな……今の点

は御同意下すつたようですが、そういう大物を据えて、大きい局にして、その下に部を分けて仕事を統轄して行くことじやできないのですか。

○政府委員(草葉隆國君) その点から申しますと従来は大体政務局が二つあって、成るべく少いよいうようなことを気にされて、ほかの局の待遇がどう

あります。

○政府委員(島崎久太君) これは人の配置替えだけの表でござりますが、只今の御意見のような点は勿論この表でも相当現われて来ておると思います。ただ連絡局の仕事がこういうふうに分れるということにはならないわけでござ

○竹下豊次君　そうすると連絡局の仕事をやわせる必要はございません。事をやわせる人をアジア局に入れてすぐ仕事、歐米局に廻つてアジア局のほうには移つて行かないのですね、移つて行くのですか。

をお咎めになつたものでありますか。ただこういうことをお伺いいたしますのは、ほかの省の機構改革がまた案ができ上つていないので、新聞などで拝見するところによりますと、若も或る程度整理する、或いは局課の整理も相当にするのだという心がまだあります。そういうことをお考えになつて、そがきまつていらない際に外務省だけ切り離してお咎めになつたものであります。

外務省についても充実しなければならない、というふうな実質的な面はあるでございます。従いましてその行政機構全体的に簡素化する必要、外務省についての特殊の問題といたしまして、講和再開に備えて充実しなければならない必要とを両方配達しなければならないわけでございます。外務省につましては、外務省側から御説明があたと思いますが、これは講和実施に立つて是非とも本年十二月一日から足したいという事情がござります。で、外務省は特に切り離しまして、体の構成の一環として考えてはおりけれども、実施の時期は特に切りしまして、且つ外務省につきまし

機のに、離まつて、先発の全きららに、おられる事などなんぞ、分け合はざるものじやないと思つております。それから情報文化局といふのは、これは各局に関係がありましょうから、大臣官房の仕事に取込んでもいいんだ、これでたくさんだと思うのです。まあ私が気にしておりましたのは、これは非常に細くなり過ぎておりますので、政府のこのほかの省の行政機構を改革される場合に、こんな小さく分ける例に倣われてごたゞしたものをたくまん局を作られちや困る、人員の整理にも関係がありますので、局が少い、課が少いということはそれゞややはり事務の簡素化にもなりますし、人を減らすという点でも相当大きな影響があるわ

○竹下謹次君 相当あるという、その相当ですが、大部分はそうなつて行くと所管するふうには理解できないのですか。大体この人の異動と事務の移動と所管替えというものが大体において一致するのであるけれども、人によってそぞろでないところに行く人があるんだといふうふうに逆に私理解されるんじやないかと思うのですが、そうじやないんでしようか。

○政府委員(島津久太君) 大体まあそういうふうに御了解頂いて結構だと田中さんです。運輸局あたりはそうはならぬと思います。

○竹下豊次君　連絡局の仕事は歐米局と国際協力局と、それから情報文化局と三つに分れてますね。ここへ人が行くわけですか。

○政府委員(島津久大君)　連絡局の人方が移りますのは、只今御指摘のように情報と、国際協力と欧米と三つになつております。連絡局の仕事を持つて申しますか、連絡局の仕事を移りますのは国際協力局……。

○竹下豊次君　だけでござりますか。

○政府委員(島津久大君)　だけでござります。

は、少し早過ぎるのじゃないかと少し気が持がしているのであります。それで、気持がして、この点の今までの経験を御説明願いたい」と思いました。

の問題の間に現るにいたしておきましても外務省が、ますよなうな機構を、いわばこれで差し合へない、又これが必要であると考えて提案いたしてある次第であります。局の数におきましても外務省が、在六局一部でありますのに比しまして、いはいの案では六局であります。いはいの案では、外務省は特に切り離しまして、体の構成の一環として考へてはおりませんけれども、実施の時期は特に切り離しまして、且つ又外務省につきましてはこれを切り離して考へても将来の政機構の全体の調和の上に支障がなまると考えまして今回提案をいたしておきましますよなうな機構を、いわばこれで差し合へない、又これが必要であると考えて提案いたしてある次第であります。局の数におきましても外務省が、在六局一部でありますのに比しまして、いはいの案では六局であります。いはいの案では、外務省は特に切り離しまして、

関係がありますので、局が少い、課が少ないことはそれぐらいたりで、離れて現われて、支離れの簡素化にもなりますし、人を減らすという点でも相当大きな影響があるわけだと思います。いろいろな方面から見まして、局、課の整理をうんとやつてもらいたいと思つて、これが意外にたくさんてきて局が小さく分かれておりますので、これに引ざされると、これは私の実は懸念なのであります。併し今川さんの御説明によりますといふと、その心配はなさそうに至ります。それで、一歩下りて、こそこそと

○竹下豊次君 連絡局の人が一人もア  
ジア局に行かないということになるし  
いうと、従来連絡局の仕事に慣れてお  
られた人は、アジア局へは一人も行く  
ん、こういうことになつて行くわけだ  
すが、ちよつと人事の異動が若アバ  
ア局に、従来の連絡局の仕事の一部が  
が実際的に又廻つて行くものとすれば  
ちよつとおかしいんじやないかと  
うような気もするのです。関係ないで  
ですか、アジア局とは、事務的に見  
して……。

なんですが、大野木さんでも、中川さんなどに……。今度次の国会に政府では機関改革の案をお出しになる御予定であるように承つておりますが、この外務省の設置法の改正案が、これだけが先に出まして、あとは全部、ほかの省の関係は来年に廻されるとのことになつておりますが、ほかの省の局課の大小とか、いろいろな問題を考えて見ますといふと、外務省とほかの省との釣合というようなものもあること考えなければならないことだらう。

もその一環として検討して来ており  
す。それで全体の構想といたしまし  
は、私ども今御指摘ありました  
り、政府全体の機構をできるだけ今  
の講和実施後の体制に備えましてで  
るだけ簡素化したい、というのが趣旨  
ございますので、外務省につきまし  
てもとよりその根本的な方針は変わら  
ないわけでございますが、御承知のよ  
に、従来外務省は正式の外交はなか  
つたのでございますが、今後は外務省  
つきましては正式の外交を取扱うと  
つて、ついで内に見えてくる事務

まほ少し簡素化したとも実は言えるわざでござります。実際に当ります事務局では大体従来通りであるという点では大体従来通りであるという点で、むしろ植えるにかかわらず、機構としては大体従来通りであるといふ意味もありますが、やはり消極的な意味もありますが、やはり素化の要素が入つておると我々は考へておるのであります。

○竹下豊次君 私は、この外務省の構は、実は局が多く過ぎてということをつき申上げましたが、一局減らしなけれどもまた多過ぎる。政務局と経済局と二つ、そのほかにこの条約局、国協力局というものを一緒に一つに

なお、次官にちょっと希望を申述べておきますが、どうも御説明で、政務局を一つ……そしてその下に部を分けて働かせるんだということと、局分けなければならないということとの、何だか二つに局を分けなければ仕事ができないんだというような御説明のようあります。それで、どうもそこまでござりましたけれども、どうも納得が行かないのですが、若し何でしたら一つの局にして、上級機関として、局長の仕事が余り忙し過ぎる

○政府委員(島津久太君) 事務局に見まして連絡局の仕事が、連絡局の仕事

思うのでありますか、そういう点はもうすでに考慮に入れて外務省のこの案

今後はほかの省とは少し違いまして

丁度いいんだ、現在これは一緒に

やつ  
いうならば、経済局でも次長という

のを置かれる制度になるようあります。が、政務局にも局長の下に次長でも置かれたる、よほど荷も軽くなる。そして全体の統制がとれるという利益があるんじやないかと、こう思います。が、この点は今御返事頂きませんでも、なおこの上よくお考えを願いたいと思います。

○政府委員(草葉陸國君) 実はその点でも十分研究したのです。これはまあ今後の関係もありましようが、恐らく次長という制度は成るべく少くしたいという一つの行政簡素の考え方があります。それから対外的に折衝いたしますときには、どうしても局長というタイプでないと、次長としては、やはり相手が国と国との場合に、どうしても工合が悪い、実質上の問題として……。従つてそういう一つ先にもお話をなりましたように、大物を中心にやつて参ります場合に、次長、代理者というような感じを相手国が持つますと、どうも最後に責任者が出て行かない、と、またまりがつかない。そういう意味を多分に含んで、これは考えて参つております。

○竹下豊次君 そうすると、今のお話の次長というような制度をほかにも用いると大変都合がいいのですけれども、これは現在の次長制度は極力縮小するようにして、どうしても都合の悪い場合に限つて置くのであって、ほかにそういう次長制度でなしに責任的な立場で処置し得るようにして行くとい

態度が今後考へられて行くと思います。

○竹下豊次君 一般的な考え方として次長の制度は私も実は不賛成なんですが、併し外務省のほうは特に忙しい

ようありますから、経済局の次長の問題についてこれはお減らしになつた

ほうがいいじゃないかと思つておつたのですが、私は申上げたような経過なんですが、併し外務省のほうは特に忙しい

ようありますから、私はこれで終ります。

○補見義男君 私は一点だけ伺いたいのですが、国際協力局の関係と、それから現に私どもがこの委員会でやつておる定員法との関係なんあります。

○%整理する所掌事務があるのですが、実は国際協力局の規定を見ますと、第十二条で「国際機関及び国際会議への参加並びに国際行政に関する」と。こういう所掌事務があるのですが、これは少し経過のことをお聞き頂きたいのですが、定員法ですね、各省の涉外事務というものは大体「○%整理することになっている。で、私はこれは占領行政が済めば当然のことだとまあ思つておつたのですが、ところがその中に労働省と厚生省だけは涉外事務の整理率が五〇%になつておる。これは本来ならば他の一般官庁並みにそれらの役所の涉外事務は一〇〇%整理すべきにかかわらず、なぜ五〇%になつておるかといふことを定員法の審議の際に確めましたところ、例えは厚生省にはWHO関係の仕事がある。労働省にはILOの仕事がある。

○政府委員(草葉陸國君) 実は經濟局においては、五〇%の整理にとどめておるのだとこういう話だった。実はこういうことで五〇%の整理にとどめ申しますが、外交的など所掌事務に明記されているようなら、所掌事務に明記されていて行くとい

務省が主になつてやつて、あとは各省ではそれらの所管の局でやつて然るべき問題ではないかと思つておつたのが、まあ今申上げたような経過なんですか。併し外務省のほうは特に忙しい

ようありますから、経済局の次長の問題についてこれはお減らしになつた

ほうがいいじゃないかと思つておつたのですが、まあ今申上げたような経過なんですか。併し外務省のほうは特に忙しい

ようありますから、私はこれで終ります。

○竹下豊次君 極く簡単ですからちよつと……直接この機構とは関係のないこ

とありますけれども、この夏アメリカに調印をして来ようとしておるよう

なことがあります。そこで今申上げたように、若し各省それらの仕事を分割するためにその程度を認めるとしておる定員法の整理に当つては原案で

れば、定員法の整理になつては、各省の間に彼此均衡を保ち得ないというようなことからお伺いするのですが、外務省と

しては修正しなければ、各省の間に

どういうふうにお考えになつては、この国際協力局というこれから大きく伸びようとして、特にこういふ局ができるのであります。が、やはり各省にそれらの仕事をお任せになつておつりであるのか、すべて統一して外務省でおやりになるというお考えであるのか。先般の在外事務所の問題と関連を持つような外交機構の一元化といいましようか、そういう根本的な問題にも関連を持つところの問題ですから、この際その点を明らかにして頂きたいと思います。

○政府委員(草葉陸國君) 外交的なと本政府として対外的に活動いたします申しますが、外交折衝、外交交渉、日本政府の仕事と申しましようか、そう

いうものは一切外務省でして行くといふ方針でございます。併しその内容に

つきましてはお話のように或いはI.L.O.の問題、或いはWHOの問題、或いはN.Y.S.C.O.の問題、いろいろ諸官省の問題です。そこで若しそういうようなものであります。これは各省においてお取扱いを願う。こういうことになつております。

○竹下豊次君 極く簡単ですからちよつと……直接この機構とは関係のないこ

とありますけれども、この夏アメリカに調印をして来ようとしておるよう

なことがあります。そこで今申上げた

ほうがいいのじやないかと思つておつたのですが、まあ今申上げたような経過なんですか。併し外務省のほうは特に忙しい

ようありますから、私はこれで終ります。

○政府委員(草葉陸國君) これは外國においてになりまして実際在外事務所等を詳細御承知を願いますかたん

が常に御意見として伺う点でございます。從來の在外事務所は、その費用を

一切実は承認を受けないとやれないのであります。従つてこれらの事務費そ

の他の問題もすべてそうであります。ただ根本的の問題といたしましては、お話のように現在は国内国外ともに同

じ一般職、特別職という形で行つておられるのがあります。無理算段して引きとめでやつと働いてもらうことになつておるのだと、ようやく具体的のお話も承わつたのであります。ニューヨークでもそれに類似した話を聞きますが、これが申すまでも不十分な点があろうと存じます。今後完全な独立国となつて日本の或る意味の正式な代表となつて参りますけれども不十分な点があろうと存じます。これは現在実は外務省関係については特別な立法措置を講じて、いざれは国会の御承認を経る段取りに進めて行きたいと目下研究をいたしております。

○竹下豊次君 もう一つこれは私の記憶が古いのですが、戦争前に外國に在勤しておつた時の感じでありますから古いのでありますけれども、その後又

は実際非常に大事なことがありまつたので、一時空日になつたので

ありますが、この在外公館に勤めておられる若い外交官、領事官、官補とかいうようなその当時の高等官五等、六等というような人たちが、実際外から見ておつて氣の毒なうなくだらない仕事をさせられておる。例え申しますならば翻訳、翻訳も外国の言葉の翻訳ならばいいけれども、日本から行く暗号電報の翻訳とかいうようなことに大部分の時間を費されて、本当の外交官らしい仕事をさせられるというようなことはまあ殆んどない。外交官の仕事を稽古されるのは、高等官三等について一等書記官になつて初めてその部面に足を踏み込むことができるといふくらいなことであります、二等書記官以下といふものは実際県庁あたりで申しますと、その当時の属官のする仕事、ひどいのは雇ひのするような仕事を立派な頭を持つておる人たちがさせられておる。これは私たちなど見ておりまして非常に氣の毒だ。その人に気の毒であるということのみならず、将来の大きな外交官を養成する上においても私はどうか少しお考えにならなければならぬ問題じやないかと思います。尤も翻訳なんかも一麻稽古されてしまうが、それと考え合せられましても、余りそれが過ぎるという傾向もある。この機会に、そんなことも研修所でいろいろ稽古せられるのであります。しかし今後外交の発展の上に大事なことじやないかと思うのですが、どういうふうにお考えになりますか。

ると公館でやります場合には一言半句の折衝の中に洩らす言葉の中にも、日本というものをバックにして動きというものが現われてしましますから、従つてどうしてもそういう場合においてやりまする場合には、内地ではさほど感じないことが外地では響いて参ります。従つて最上級の人たちがそれに当るという態勢をとらないと、どうしても外交というものは工合が悪い。従つてそういう意味で今お話をのような場合が多く起り得る。併しそういたしておりましても、その実際の仕事にはやはり若い人たちにこれに十分協力をしてもらうということが必要でありますので、若い人たちの希望を十分持たせるようには今後十分努力をして参ります。

○三好始君　この程度で質疑を終了して討論に入ることを望みます。(賛成「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君)　諸君において御異議がありませんならばこれより本案について討論に入ります。御意見の開陳を願います。

○三好始君　講和条約の調印を終り、日本の批准も終ると、いう段階において、提出せられた外務省設置法案としてこの法律案を検討して見ますという、相当問題があると感ぜられるのであります。併しながら先ほど外務当局から補足的な御説明として、この法律案によって正式な外交再開後の外務省の組織を規定して行こうと、うのではなくして、それまでの間の暫定的な措置として、この法律案を提出したということでありますので、私はそういう趣旨のものと了解してこの法律案に賛成いたすものであります。

ただ特に申上げておきたいのは、正

式の外交再開も間近であると思いま  
すので、いわば本格的な外務省の組織  
を今から十分に検討して準備せられ  
て、日本の独立後の外務省にふさわし  
い機構を作る努力を希望したいのであ  
ります。殊に戦前と戦後とでは国際関  
係にもかなり変化が認められますの  
で、必ずしも戦前の状況に復帰すると  
いう、戦前の状態を踏襲するというよ  
うな消極的な態度でなくして、新らし  
い国際関係にふさわしいような外務省  
の機構を考慮せられるように特に希望  
申上げておく次第であります。

○竹下豊次君 先ほどの質問の際にい  
ろいろ政府委員の御答弁によりまして  
疑問の点も解けた部分が相当に多いの  
であります。が、未だに私はこの政務局  
の関係、それから局が多過ぎるといいう  
点については完全な理解を得たといいう  
ところまでは到達していないのでありま  
す。併し何分この国際条約の批准もさ  
れ、そして近く国際的に日本が独立  
するということが迫つておる際に、外  
務省のほうにおきまして特に機構の改  
革をお急ぎになつておられる事情も了  
承ができますし、又先ほどから政府  
委員の御答弁の筋も一應御尤もな点も  
あるよう伺いましたので、私もこの  
際この案に賛成するものであります  
が、ただ希望を申述べておきたいと思  
いますのは、新らしい機構で活躍を  
始められまして、若し私の質問いたし  
ましたような点を思い当られるようなよ  
うな機会がありましたならば、言い換える  
ならば大政務局を置く、或いは局の數  
をもう少し大まとめにするというよ  
うな必要があるというふうにお気付きの  
機会がありましたならば、一度できれば  
ものであるからというので、こだわつて

それを長々頑張られるような態度をお預けますようにお願い申上げまして頂きますようにお願い申上げまして私の賛成の意見といたします。

○溝淵春次君 討論を打切りまして採決に入るの動議を提出いたします。理由は、今朝来外交界に造詣の深い竹下委員の御意見と、三好委員の誠に適切なる御質問なり、又只今の討論でこの法案に対する審議を尽したものと思いますから、その意味におきまして先ほどの動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 溝淵君から討論を終局する動議が出ました。溝淵君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。それでは討論を終局いたしまして、採決に移ります。外務省設置法案、これにつきまして賛成の諸君の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致と認めます。それでは全会一致で可決せられました。

そこで委員長の報告は委員長にお任せを願いたいのであります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。賛成者の御署名をお願いいたします。

多數意見者署名  
竹下 豊次 榊瀬 常輔  
三好 始 楠見 義男  
松平 勇雄 溝淵 春次  
横尾 龍 山花 秀雄  
郡 館 哲一 三浦 卓雄  
力ニエ 邦彦 栗栖 越夫

○委員長(河井彌八君) 速記を始め  
て。  
○理事(鷲淵春次君) それでは只今ト  
り午前中に引続いて内閣委員会を開  
いたします。  
昨日楠見委員と三好委員から御質問  
に相成りました食管法の解釈、即ち政  
令で撤廃できるかどうかにつきまして、  
本日法務府の佐藤法制意見長官と、  
奥野法制局長が出席されておりま  
すから、先ず法務府の佐藤法制意見長  
官のこの御質問に対する意見をお聞き  
することにいたします。  
○楠見義男君 私もう一遍言いましょ  
うか。  
○理事(鷲淵春次君) ちょっと楠見委  
員……。  
○楠見義男君 実は昨日農林大臣にお  
伺いをいたしましたが、法律上の解釈  
について明瞭でなかつたので、本日中  
議院の法制局長と、法務府の法制意見  
長官の御出席を煩わすことになつた  
であります。かねて御承知のよこ  
に、米麦の統制撤廃問題が非常に喧  
しくなつております。政府は明年一月  
一月一日から麦の統制を外す、それと  
一月一日から米の統制を外すと  
う確定方針の下に、今回定員法の改  
法案が出ております。そこ  
この問題については、参議院の本会  
で、そうして又他の委員会でも、この

員会でも同様に問題になつたのであります。が、政府が、農林大臣が常に同じような文句で言つておるのは、統制を撤廃するに当つて、法律でなければできないか、或いは命令でできるかということについて目下研究中であるということを最終言つておられるのであります。私は昨日申上げたのは、命令でできることについて、その権限の範囲内でああいうことをしよう、こういうことをしようということについて考慮中であるとすれば、これはわかるけれども、明らかに命令ではできないので、立法的措置を講じなければならんものについて、統制撤廃ができるとか、できんとか考慮中であるという言葉は我々には解せない。私どもの解釈を以てすれば、米麦の統制撤廃は、これは新らしい立法的措置でなければできないものと理解をしておる。ところが農林大臣としては法律によらずして、先ほど申上げたように、米麦の統制撤廃ができるという確定方針の下に、今申上げたような定員法の改正案を出しておる。そこで農林大臣として、又農林省として、そういうような確定的な意見が出て来た法的の根拠、第何条の規定によつて、その適用によつて米麦の統制撤廃ができるんだ。勿論統制撤廃という言葉はいろいろ意味がありますけれども、ここで申上げておる統制撤廃という意味は、供出から配給まで全部含めた意味の統制撤廃であります。それで、それができると言つておるのでありますけれども、そこで農林省として、農林大臣として、そういうような確定的な解釈をなし得るに至つた法的根拠は別に出してもらいたい、それは我々としては又その確定的な意見が文

書で以て出すことにお約束をしており、参議院の法制局長なり又法制意見長官の側において、今政府が言つておる米麦統制撤廃、供出割当及び配給制度を含めた統制撤廃が現行の食糧管理制度で命令でもつてできるということを言つておりますから、それは若しくできるとして、どの条文を指して言つておられるのか。幸か不幸か法制局長官は、すつと前から法制局におられて、食糧管理法が制定されたのは、たしか昭和十七年でありますから、この時分から全部この法律については手なづけておられるかたでありますから、十分その事情は御承知だと思いますので、この際お二人から法律的な御説明を願いたいと思います。別に又先ほど申上げたように、農林省からいざれ書面で回答が出来ますから、それは又それとして検討いたしたいと思いますが、本日は取りあえず御両所の御意見を伺いたい、こういう趣旨であります。

○政府委員(佐藤達夫君) 言います、私は申上げるつもりで来ておるのじやありませんけれども、この措置の關係について、法的措置としてどういうものがあるかという抽象論としては、これはお答えしたほうがよろしいと思ひますから、その意味で私の考えを申上げます。

これを法律を改正してやるといふことについては、勿論問題のないことで、今のお話にありましたように、命令限りの措置で一休やれるだらうかどうかで申上げておるのではないかといふことだけは御了承願つておきたいと思います。冷静に理論上の問題として命令によつて処置することが可能であらうかということを私の考え方を申述べて御参考に資したいと思うわけであります。

食糧管理法については、今の米麦統制撤廃の関係で一番関係の深い条文は恐らく第三条がそれであり、それから第九条でありますが、それがまあ恐らく主眼をなすものであろうと思います。それに関連してもう一つの手続的の条文がこの間に挿まつて来ると思うのであります。

そこで、この第三条について申しますと、私の考え方ではここに「命令ノ定ムル所ニ依リ」これ／＼を「政府ニ壳渡スベシ」というふうになつております。この「命令ノ定ムル所ニ依リ」ということは、今

今に甚西の余計を活用が与えでると  
いうふうに考える次第であります。た  
だ第九条を見ますと、いと、第九条  
は、文章の建て方が大分違つておりま  
す。「政府ハ」これへと「認ムルトキ  
ハ政令ノ定ムル所ニ依リ」「必要ナル命  
令ヲ為スコトヲ得」という表現になつ  
ております。で普通に見ますと、いと  
と、九条のほうは本当にこれは昔の總  
動員法式で、完全にこの文章の表から  
見ても必要なら命令を出してもい、  
出さんでもいい。必要があれば出すこ  
とができるという形になつております  
と。ところが三条のほうは、その文章  
の末尾に「荒渡スペシ」というとこになつ  
ておるじやないかと、いと、この最初の疑問  
としてどなたにも浮んで  
ところであらうと私存するのであります  
す。従いまして、九条については、恐  
らく御疑問はないだらうと思いますか  
ら、九条には触れませんが、三条の關係  
におきましても、私は先ほど申述べ  
ましたように、ここに「命令ノ定ムル所  
ニ依リ」という文字が挿まつております  
以上は、その命令によつて表をはずす  
といふことも可能であらうと思うわけ  
であります。故に難轍について、た  
しかこの命令ではざされておつても、  
一応世間の批判といふものは私聞いて  
おらないわけであります。ただ案文の  
建て方がこの三条と九条とどうして同  
じようなことを違う表現にしたかとい  
う御懸念が恐らく出て来ると思うので  
あります。これは今もお話をありま  
たように、この食糧管理法の立法當初  
の情勢から申上げますならば、ニヨム  
ソスとしては、この供出關係、これは  
実際に壳渡す義務を課する場合が濃  
く、且つ広く考えられる、そういう情勢

を反映して、多分の場合の算定方法は、  
ようになつたにとどまる。従いまして  
結論は、出发点が三条のほうでは「ベ  
シ」のほうからスタートをして、そう  
してその調整を命令にゆだねつつ条文  
を定める、九条のほうは、「得」のほうか  
らスタートして命令に調整を任かす、  
調整という点においてはこれは同じ事  
ことになる、だろうというふうに一応ま  
あ考えておるのであります。

なお御質問に応じまして……。

○補見義男君 実は昨日も、この食糧  
管理法における政府の権限、或いは  
又、義務の問題について食糧庁の御説  
明は大体これは権能規定であるから、  
従つて外そうと思えば、その権能の範  
囲内外せるのだと、いうような趣旨の  
御答弁があつたのであります。これが  
は私の意見に亘りますけれども、政府  
が食糧管理をやつて生産者から適正な  
供出を求めて、そうして又消費者に対し  
ては適正な配給をするということがこ  
の食糧管理法の狙いであるから、従ひ  
て一方において政府は権能を持つてお  
ると同時に、適正な食糧配給、或いは  
供出事務遂行のための義務を負つてお  
るのだ、こういうふうに私は考えてお  
つておるのであります。従いまして、  
そういう観点から申しますと、いろ  
ろ疑問の点が出て参るのであります。が  
のことについて申上げる前に、只  
の法制意見局長官の御説明でも実は  
得の行かない点があるのであります  
が、先ずその点についてお伺いし、逐  
引続いてお伺いいたしたいと思いま  
が、法律の三条で言つておる「命令  
定ムル所ニ依リ其ノ生産シタル米麦

ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ  
荒渡スベシ」と、これはいわゆる供出  
において明らかに食糧管理法施行規  
則、ここに言う命令で委任しておる施  
行規則でも明らかのように、例えば  
供出の時期をどうするとか、或いはそ  
の割当をきめた場合には公示をしなけ  
ればならんとか、或いは又、検査につ  
いて予定を明らかにしなければならん  
とか、具体的に供出に関する内容と  
しましようか、方法といいましよう  
か、そういうことを規定しておるのが  
一般の立法例であると同時に、この三  
条もその一般的の立法例には、私は例外  
でない規定だと思つておるのであります  
す。

そこでまあ、お話をなつた甘諸その他  
のものを外したということとは、実は  
私から見れば、ここにもありますよう  
に、「小麦又ハ雑穀」とありますから、こ  
れを外じたことについては、私自身は  
本来立法的措置で講じなければならん  
問題だと考えておりますが、それが不  
間にまあ附されておるので、当然合法  
的にそれができたとは私は解釈してお  
らないのであります。併しこれも私の  
意見でありますから省略いたします  
が、いずれにいたしましても、三条は  
供出についての具体的な内容、或いは  
方法等について規定をしておるのであ  
りますが、先ほども申上げたように、政  
府は一方において権能を持つておると  
つて、この規定でここにいわゆる命令  
で以て米或いは麦の統制が外されると  
いうことは、私はどうしてもまあ理解  
ができないのであります。ということ  
は、これと実は裏腹になる問題であり  
同時に、義務を負つておる。そこで四  
条以下のいわゆる適正な配給をしなけ

ればならん義務規定が、この三条で以て今長官の言われるよう外してしまふということになれば、その義務規定も実は外す結果になるわけなんです。そういうような義務規定を外すことを前提とした、予定されたことをこの三条で一体できるのか。極端なことを言いますと、この三条の命令によつて食糧管理法全部を没収してしまふ。全く死文に化す。こういうところまで食糧管理法は立法の当初から予想はしておりませんし、又そういうことを現在おいても可能であると理解するのは余りにもこれは私は法律解釈論というよりは、むしろ法律を無視した取扱いであればこれは別であります。法律解釈論としてはそういうことはできないの。管理法は立法の当初から予想はしておりませんし、又そういうことを現在おいても可能であると理解するのは余りにもこれは私は法律解釈論といじやないか。こういうことが第一点。それから九条の点について、三条には「荒渡スベシ」とこうあって、そして九条には「得」とある。どうことについての只今の御説明であります。これは私の解釈では、丁度この九条と同じように書き方が御承知のように食糧管理法の施行令で規定してあります。これは全く法律と同じ文句を剽窃返しして受けておるだけなのであります。このことは本体の統制といふものには触れずに、その統制の派生的な問題として、例えはこれ／＼の数量のものであれば移動はいいけれども、これ／＼の数量のものであればこいつは一々証票を受けて出せとか、或いは販売業者が売渡すときにはこれ／＼のところへ荒渡せとか、そういうような大体の統制といふことを規定しておるのであります。

この九条の規定自体で法律全体を効力ながらしめるといいますか、死文化させらるようなことも予想しておらないのじやないか。立法当时において予想していないと同時に、現在においてもそういう法律解釈は、先ほども申上げたようにこの食糧管理法を無視するという考え方であれば別であるが、冷静な法的解釈の立場から行けばそれも困難ではないかと、こう思うのであります。が、その二点をお伺いします。

○政府委員(佐藤達夫君) 今の二つのお尋ねは結局一点に帰着すると思いまので、含めましてお答え申上げますが、先ほども触れましたように、この「得」という形と、それから「スペシ」という形と二通りあることはもう現実の事実であります。そこで問題は今第一が違う、ニエアンスから来る出発点の相違であつて、結論的には數字的には同じことだということを先ほど申上げたわけであります。そこで問題は今第一点としてお触れになりましたように、この「命令ノ定ムル所ニ依リ」ということは手続的のことをきめておるだけで、授権しておるだけであつて、その本体を崩して行くということまでには授権しておらないのではないかといふ御議論は、これは私は傾聴に値する御議論と思うのですが、実は先ほど最初に古い私の経験をお述べになりましたから、それに応じまして私の想い出話を申上げますが、法制局に入りました 당시に、丁度今御指摘の問題が出ていたのです。併し当時からこの場合広く実体にも触れて抜き得るという考え方がありまして、それにしてはその手続のことのみを授権したということが出たのです。併し当時からこの場合ととのけじめがこれだけではわからん

じやないかという角度から、新らしい参事官であつたと思いますが、その問題を提起いたしまして、或る時期にそういうことを取入れまして、この実体を抜くときにはこの「命令ノ定ムル所ニ依リ」というのを何とか変えようじゃないかという話が出た。そうしてそのときにまあ苦心の結果はどうか知りませんが、それじやこの「命令ノ定ムル所ニ依リ」というのを一番頭に載せたらどうだという話が出ました。ここで言いますと第三条「命令ノ定ムル所ニ依リ米穀、大麦……」ということを実際やつたことがあるのであります。こそこそましたけれども、でき上りが如何にもこれは突如としておかしいので、たしか私の記憶では一つしかその例はなかつたと思うのであります。又それを撤回いたしまして元へ戻つたといふことで、これはお示しのように立法技術の問題としては或いは考えなければならんことかも知れませんが、ただ幸か不幸か昭和十七年時代の古い制度でございますから、今日御提案申上げた新らしい法律にそういうことがあれば多少弁解しなければならないと思ひますが、その点は気楽に弁解できるわけであります。そういう意味でこの「命令ノ定ムル所ニ依リ」ということは、実体に触れてもなし得る。従つてこの間の統制を外したということは、何ら法律に反しないというふうに解釈しております。

○三好始君 私の質疑は楠見氏と大体同じであります。政府が今までいも類或いは雑穀の統制を外したのは第九条第一項によつておるのであります。第九条と第三条は長官も申されましたように関連しておりますから、一括して申上げたいのであります。第三条の「命令ノ定ムル所ニ依リ」という使い方は二ヵ所で使っておるわけであります。最初のほうの「生産者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シタル」というこの「命令ノ定ムル所ニ依リ」は方法を示したものであり、あとの「米穀等ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ壳渡スペシ」、この「命令ヲ以テ定ムルモノ」というのは数量關係を示したものと、私は主としてそういうふうに考えるべきものではないか、こういう気持を持つておるのであります。政府が仮に政令を以てここに掲げてあるような各種の主要食糧のうち自由裁量で、例えば米穀だけを残してあとは削除してもいいのだ。こういう非常に広汎な包括的な授権をしておるものだとは到底考えられないのです。ここでこういうことが問題になると想うのであります。今までいも類なり、雑穀等を確かに政令を以て外して来たし、それは現に行われておるわけであります。又一月から麦の統制をやはり今までやつたと同じように政令を以て外そうとしておる。これは政府の認定によつて仮に長官が今まで御説明されたようなことが法律解釈上とられる仮定しても、政府の認定で以てそういうことをやつて来たら、今後やろうと



請を申上げているつもりであつて、而もその法律の理窟についての妥当、不妥當論が出て来るにすれば、先ほど申上げましたようなことで、必ずしも不妥當とは言えないのじやないかと、いう程度で申上げて、いるのであります。これは非常にいい方法であつて、そうすべきだ、というような気持で申上げているわけではございませんから、その程度で一つ御勘弁を願いたいと思います。

○三好始君 長官の考へておられることは大分明らかになつたわけであります。ですが、それは必ずしも了承できるということではないのであります。第三条乃至第九条を根拠にして、政府が食糧管理法改正の手続によらずして、実質的に統制を撤廃して行くことが法律解釈上可能であるかどうかということは、相當問題があると思うのであります。恐らくは厳密に言えば違法ではないかと思われるようないも類なり難観の統制の撤廃が第九条第一項を根拠にして行われたために非常に不自然な形になつておるのであります。が、食糧管理法の、現行法の中に例えば「第一条ノ二」として「政府へ命令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範囲内ニ於テ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ニ対シ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ完済ノ申込ニ依リ政府ノ買入スルモノヲ予メ指示スルモノトス」全然現実に行われておらないものが法律上にはこうして残つております。これはただ法律として当然に行わなければならなかつた食糧管理法の改正の手続考へ方に納得できないものがあります。

○竹下豊次君 先ほど法制意見長官の  
お話を、御説明を承わつておりますると  
いうと、三条だけ切離して御解釈にな  
つておるよう承わつたのであります。  
ですが、この際農野参議院法制局長の意  
見を承わりたいと思うのであります。

けになつておる現実の社会情勢と申しますか、経済情勢というものがあるわけで、それを受けたの条文であろうと存じます。

〔理事 松平 勇雄君 退席、委員長 蒼席〕

従いましてその経済情勢、社会情勢そのものの変化があれば、それにあわせた場合に、この第一条は即応して読みまれて行かなければならんというふうに私考えておるのでござりますから、先ほども触れましたように、この法律制定の際の事情或いはその後の事情と、今日における事情という実情との誤合の問題がそこにあります。それによつて當、不当の問題が出て来るでありますし、こうすることを申上げましたのはその趣旨でござります。それはそのときそのときの事情において是ななければならん条文ではないかといふ気持でございます。

○委員長(河井彌八君) 奥野法制局長からの答弁はよろしくござりますか。

○竹下豊次君 あとで……。今御説明によりますといふと、「国民経済ノ安定ヲ圖ル為」というのがこの目的であつて、統制を行うことそれ自体は目的でない、こういうふうな御解釈になるのであります。私はこれは食糧安定法のことを図るためにあるが、やはり統制を行ふことそれ自体をやはりこの食糧管轄法は目的としておるのだと、こういうふうに解釈しております。そうすると、やはりその統制が行われる範囲内において命令を出せるということは、この九条の場合にもできるわけで、それ以上に行くのは少し過ぎじやない

○政府委員(佐藤達夫君) よくわかりました。私は「為」の上まで申上げておつて少し足りませんでございましたが、結局その一条の全体の趣旨は安定化を図るために必要な限度内において配給の統制を行うことがこの法律の目的である、従つてその「配給ノ統制ヲ行コト」とありますその統制の実態といふものは、先ほど来繰々申上げておりますように、例えば九条のごときは「得」という形でその都度適切なる措置をとり得るよう非常に幅広い受権をしておる。或いは三条についても先ほど申上げましたような形でゆとりを持つた規定の仕方をしてある。この三条なり九条なり、その他この法律の定める各文に従つて統制を行うためというふうに私は読むべきであろうと思いまして、この統制の実態といふものについては「安定ヲ國ル為」というそれと睨合せつつ各本条において認めておる措置を適切に運用するということを一条自体が予期しておるというふうに考えております。

らない。そういう権力をしておらぬい。それは法律制定者としての国会みどりからが認定するものであり、つまり法律改正の手続によつて統制撤廻を行ひ得るものである、こういう立場をとるのであります。先ほどの奥野局長の御意見を求める際に申上げたのに附加えてこれだけを申上けます。奥野局長の御意見を承わりたいと思います。

○法制局長(奥野健一君) 私は佐藤貢見長官とやや違う見解を持つておるのであります。結局政令等で米麦の統制を外すというのは、恐らくこの三条件で「米麦等ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ壳渡スベシ」というその命令を出さないで、結局買上げる命令を出さないことによつて恐らく撤廻というようなことにして行くのじやないかと思うのであります。成るほど「生産シタル米麦等ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」というので、命令で、まあこの命令という中には主として私はやつぱり数量と考へておりますが、三好さんのように数量のみかといえば必ずしも数量だけではなく、米麦とか或いは大麦とか小麦とかといふ、そういう種類もやはり命令で委任されておるといふふうに見ざるを得ないのじやないか、即ち「命令ヲ以テ定ムル」というのは、数量並びに種類を、命令で定めねばならない、ほんの雑穀だけを命令できめたりなつかしても、この形式的には三条の「命令」ということになるのではないか」という、まあちよつと考えも形式的に成立つかと思ひますが、併しながらこれはやはり先ほど来問題になつてお

ますように、第一条で国民の食糧の確保並びに経済の安定というとの目的のために食糧を管理したり或いは需給の確保をやるというのがこの法律の建設でござりますから、やはり食糧確保の調整をやつたり、或いは配給の統制を行うという手段を用いて、国民食糧の確保をやるというのがこの法律の建設でござりますから、やはり食糧確保という制約といいますか枠があるのでは、三条によりまして米麦ではなく、ほんの雑穀だけを命令できめてこれを買上げるとか、或いはほんの少しの数量だけをきめて買上げるというのでは、若しやはりそのために国民食糧の確保ができないという場合には、それはやはりこの法律の忠実なる執行ということは言えないのではないか、従いまして日本国民の食糧の確保の方策として、食糧の管理並びに需給或いは配給の統制という手段で、国民食糧の確保、国民経済の安定を図るというこの食管法があります以上は、命令で全然出さないとか或いはほんの少量の買上げとか、或いは種類でも雑穀だけをするとかいうようなことは、この法律の精神からできないものではないがどうふうに考えております。

の真の意味を引出して、それから解釈をして行かなければいかんのじやない。ところを奥野局長がお話になつたのであります。が、やはり第一條の精神から分析して行かなければいかんのじやない。すると、今私がお尋ねしようとしたとおりですと、奥野局長がお話になつたのであります。そういたしまして、今私がお尋ねしようとしたとこらを奥野局長がお話になつたのであります。が、こう思うのであります。そういたしまして、今私がお尋ねしようとしたとこらを奥野局長がお話になつたのであります。が、やはり第一條の精神から分析して行かなければいかんのじやない。か、そうすると第一條の精神から分析しますといふと、三条の「命令ノ定ムル所ニ依リ」ということは、これは純然たる手続を委任したものか、ふつと大幅なものを委任したものかという問題は字句の上で起りますけれども、一条のところから制約されます。それがら又第四条以下にも、国民生活に対してもいろいろ義務が課してあるわけであります。その義務その他とも睨合して見ますといふと、全然この食管法を骨抜きにするような授権は、第三条の「命令ノ定ムル所ニ依リ」というところから出て来んのじやないか、こう私は思うのであります。が、或いは長官と違つて我々は英米法をやつておりますので、そこが立場が違うかも知れませんけれども、一つその辺を全体を見て解釈して頂きたい、もう一度長官にお尋ねしたいと思います。

て、国民がその日々の食糧に不足を生じて飢えに泣くようなことになり、或いは国民経済がすっぽりとまつてしまふというようなことがありますれば、これは極端なことを申上げますけれども、でありますれば、この委任命令を以てと、いう字句的制限があります。だからやはり事実の認定の問題になります。だらやはり事実の認定の問題になります。そのためには食糧管理制度長官から御説明を願わなければなりませんことじやないかと思ひます。

○三好君 私は奥野局長にお尋ねいたしましたが、特に私が附加えてあとから申上げた点で、事実の認定を政府にこの法律は委任しておるか、或いは法律制定者自身が認定する建前になつておるかという点が承わりたいのです。第三条第一項の「命令」という言葉は、二つ出て来ておる。あとの「命令ヲ以テ定ムルモノ」というのは、私の考え方では、主として数量ということを主張いたしたのであります。が、奥野局長は数量のみでなく、種類も含んでおるという見解であります。それは特に私は見解の相違があるというわけではないのであります。数量を限定するには、やはり何を幾らというところにならざるを得ないわけでありますので、私の言う数量には、種類もおのずから含んでおるわけでありますから、ただその種類が第三条で列挙しておる各種の主要食糧のうち政府が一方的にどれだけを残して、どれを外していく、こういう認定ができるかどうか

○法制局長(奥野健一君) あとのほうの問題からお答えいたしますと、これはやはり米麦等にして命令で定むるものをお政府に発渡すべしというので、若し仮に命令のうちに数量及び種類といふものを含めて授權されておると仮定いたしますならば、これを実行する政府にそういう一応認定権があると思ひます。ただ併しその場合でもやはり第一條の目的に制約され、これによつて食糧の確保の目的を達し得る、目的を遂行するに必要なものということは、おのずから種類といつても、そういう制約があるものであるというふうに考えております。従いましてこの命令は、やはりこの法律を実行する上において、政府に委託された……、裁量の余地があるものと思います。が、併し、それは先ほど申上げましたように、一条の目的によつて「国民食糧ノ確保」の目的を達するようなものでなければならぬという枠の下において、政府に裁量の余地を与えたものであるというふうに考えます。

それから第一点のこの食糧確保云々の認定権が一体国会にあるのか、或いは政府が自由に認定し得るかという問題でありますが、この食糧管理法といふのは、とにかく国民の食糧を確保するためこれ／＼これ／＼即ち食糧の管理、需給、価格の調整並びに配給の統制といふ三つのやり方で以て国民

○楠見義男君 法制意見長官にお伺いするのですが、今丁度奥野法制局長と三好委員との間に交された質疑に関連した問題なんですが、この解釈は立法者の意思に従つて解釈せられなければならんと思いますが、今先ほど來お話をなるよう、立法者の意思に反して政府が勝手に解釈せられるということになると、実はとんでもない結果になるのです。これは丁度これと同様の条文で九条の二項なんですが、いろいろの制限命令を受けた場合に、それに対して不服があるものは絶対安定本部總裁に対し異議の申立てができることになつておるのであります。同じような書き方でありますから、これを政府の一方的な解釈で、命令で、或いは政令でその不服申立の権限を、権能を剥奪したということになれば、これは又先ほどのお話を行けばそういうことが可能になつて来るのです。こういうことを政府が独断にやるということは、全くその立法者の意思

としては予想しておらない。同様なことがこの三条についても言えるのです。私は佐藤長官の政府委員としての立場はよく諒としたけれども、少くともこの三条において、立法当時そういうことが予想されておるかどうか。これは恐らく速記録を見、又その時の政府から、當時御承知のように法律を出すときには、すべてその審議に当つては委員会に命令規定事項というものを出しましたが、その規定事項をお調べ頂ければ先ほど申上げたようなことはゆめ／＼考へておらなかつたことだと思う。そこで三好委員からも只今お話をありました、が、国会の意思としては、特に参議院としては、そういうことはしではいけない、如何なる場合といえども米麦については、統制の政策をするときは、法律でなければいけないので、ということをはつきり参議院の決議で決定をしておるくらいなんですよ。これは当然のこと、政府が先ほどお話をあつたような、むしろ法律を無視するようなことをする虞れがあるので、これは例え気違ひが刃物を持つてですね、これはもうどんなことでもやれるわけなんですが、そういうことのないように予め警告を与えたつもりで、当然のこと実は決議したに過ぎないのであります。そこで三好君の質問に關連いたしますが、立法者の意思に反して政府がそういうことが自由にできるのかどうか。今奥野局長からお話をありました、が、憲法の規定に従つて、行政府としては忠実に国会の決定した法律を守つて行かなければならん、こういう場合にそういうことが一体できるのかどうか。このことが一つと、これはまあ余談になります

が、そういう法律を無視したことやつた場合に、これはどこがその裁定をするのか、それは気違ひをどこが直すのか、(笑声)その場合の精神病院は、現在の日本の国家行政機構では、どこが精神病院の役割を果すのか、この一点をお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) この法律そのものの解釈についてどういう基準が本来當はまるものかということに触れてもお尋ねでござりますが、我々法学連論等の勉強をいたしまして今まで考えておりますところは、何よりも立派者のお意と、いうものはこの文字によつて現われておる。従いまして法律の解釈をするに當つての態度としては、先ず文字から来るいわゆる文理解釈、これが第一であつう。それからその次に持つて来られます原則は、条理からどうだらうという条理上の解釈、それから先ほどお触れになりましたように立法者の氣持、立法の過程、いきさつといふものが出て参ります。出て参りますけれども、実はその最後の立法過程、或いは立法者の意思というものが出て参りますのは、私の考えでは文理上、或いは条理上解釈のつかない場合、そのときの助けにそれが出て来るといふものであろうと考えております。従いまして先ず第一に何よりもこの文理上の解釈を尊ぶのが筋でござりますと考へておるわけでござります。

○楠見義男君 今の文理解釈の問題なんですが、当然その立法者の意思が明らかになつておるにかかるらず、その意思と反した文理解釈を殊更にこの三条について、まあ例を三条に挙げますと、二条についてやろうとするところに問題が実はあるわけです。同時に第二段の段階として、國權の最高機関である国会がお叱りになつたらいいじゃないかということであります。長官にこれ以上こうおつしめで、国会は先ほども申上げたように、二条についてやろうとするところをよろしく見て、そうしてこの三条の命令ならいじやないかということを私に言つておられる。そういう場合にあって、立法者の氣持、立法の過程、いきさつといふものが出て参ります。出て参りますけれども、実はその最後の立法過程、或いは立法者の意思というものが出て参りますのは、私の考えでは文理上、或いは条理上解釈のつかない場合、そのときの助けにそれが出て来るといふものであろうと考えております。従いまして先ず第一に何よりもこの文理上の解釈を尊ぶのが筋でござりますと考へておるわけでござります。

○政府委員(佐藤達夫君) 全く無理な解釈であり、法律を無視した解釈であれば、これは何人からお叱りを受けても、私は止むを得ないことだらうと思ひます。ただたま／＼今まで私が申述べましたことにつきまして、そういうお言葉が当てはまるとすれば、最初私が申述べました通り、私自身としては政府の解釈が命令で可能といふことにきましたとか、或いは命令でやるべましだことにつきましては、そういうお言葉が当てはまるとすれば、私は止むを得ないことだらうと思ひます。ただたま／＼今まで私が申述べましたことにつきましては、私はどちらから見ても、この全體から見れば、これは何人からお叱りを受けても、私は止むを得ないことだらうと思ひます。そこでそれ以上申しませんけれども、ただ私どもはこの全體から見えておりますけれども、併し全體を没却するかどうかと、いうことが、長官の考へておられるところだと思うのであります。そこでそれ以上申しませんけれども、ただ私どもはこの全體から見えておりますけれども、併し全體を没却するかどうかと、いう事情から見て、この三条の命令、そういうふうに広く解されるということについては、私はどうぞ思ひます。ただ私どもはこの全體から見えておりますけれども、併し全體を没却するかどうかと、こういうことをここで申上げておきます。

○竹下豊次君 簡単に第三条の解釈について法制意見長官にもう一遍伺いたいと思うのですが、「命令ノ定ムル所ニ依リ」と書いてありますが、法律で多くの場合においては、命令が出されるものであるということを前提とし

て、こういう形で法律ができるのが普通の状態であろうと思うのです。ところが先ほどからの御解説を承つておるというと、命令を出さないでもいいのだというようなお考えじやないかと思うのですが、そうしますというと、何か私などの通念では、命令はとにかく大小の命令が出るということを前提とされて法律ができるのが普通であるのに、逆に出さないでもいいということを仮定した、こういう条文が何か先例でありますでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先例として堂々と申上げる資料を持合せておりませんが、先ほど補見委員のお尋ねのとおりに若干の思い出話をしたのであります。例の命令の定むるところにより、そのものを一番上にかぶせたらどうかといふ、あのお話のときに、そのときに出たのは憲法を見らういうお話がござりまして、「日本臣民へ法律ノ定ム所ニ従ヒ納稅ノ義務ヲ有ス」とある。現在納稅の義務というものは課せられていない日本臣民もあるじやないか、更に万国力が非常に盛んになつて、税金などは一文もなしに國が持つて行けるというとあれば、そういうことは一応考えられることじやないかと思つております。

○竹下慶次君 その納稅の例をお出しになりましたが、これとは大分違うのぢやないかと思うのですが、これでもすべての国民に命令が出るわけじやない、やはり一部の者には命令を受けない者もあるわけであります。ちよつと

通例でないよう思いますか……。

○政府委員(佐藤達夫君) 私ども理窟ばかり申上げて恐縮でございますが、そういう義務と、税を納むべき義務と、論理的には同じだと

売渡すべしという義務と、税を納むべき義務と、論理的には同じだと思いま

す。羽生農林委員長からこの委員会に

おいて発言をしようという通告を受けたのであります。そこで私がその發言の内容をお尋ねしてみたのであります

が、そうしたところが委員長は農林委員会から定員法修正の意見を内閣委員会に提出してあるからよろしく取計ら

つてくれという意味の發言であるとい

うことであります。そうして農林委員会も開会しなければならないから、

内閣委員長からそのことを内閣委員

会の、参議院の意見を無視し、又正當な法律解釈を無視して、米麦の統制撤

廃ができるという前提で、定員法を出

しておるところに問題があるわけであ

ります。従つてそういうことはこれ

農林委員会でも追つかけて十分に御検討になるようありまするし、又参議院自体としても、これは十分検討しなければならぬ問題ではあるのですが、

本日はそれとは別にあなたがたの、先ほど申上げましたように、御意向を伺

いたい、そういうことで煩わしたわけ

であります。なお十分まだ尽きない

ところもあると思ひますし、改めて私

が本日お述べになつたところを連

続する代りに、内閣委員長から委員

諸君に申上げてくれという挨拶です。

それは実はこの間運営委員会を開いた

ときに、最後に羽生委員長がここで申

述べられた言葉、それを繰返したこと

に過ぎないと私は了承いたしております。

○委員長(河井彌八君) いや發言はも

うやめる代りに、内閣委員長に伝えられて、

そうしてその趣旨のことを聞いて發言されるというのですか。

○郡祐一君 今おつしやる意味は農林

委員長から内閣委員長に伝えられて、

そうしてその趣旨のことを聞いて發言されると、こういう趣旨でおやりになつておるのか。先ほどもお聞きになつてお

ります。従つてそういうことはこれ

農林委員会でも追つかけて十分に御検討になるようありまするし、又参議院自体としても、これは十分検討しなければならぬ問題ではあるのですが、

相違あると予定されているものについて

ては、文部省、厚生省、労働省等にお

いて涉外關係の整理率は大体五〇%程

度になつてゐるのであります。ところ

が農林省においては整理率が零になつ

ておりますが、一方F A Oへの加入問

題、小麦協定への参加問題、それから

又現に事務次官が今国際植物防疫會議

に出席されて、そうして條約を調印し

て来られようとしておる。そういう状

況であるにかかわらず、こういうふう

が、それらの仕事は挙げて外務省本来

に整理率が一〇〇%になつております。

○郡祐一君 その後なまくらのであります。従つてそういうふうとしておる。そういう問題は成るべく現在の機構でやつて行くように、現在と申しますが整理

後は行政管理庁のほうでも各省のバ

ラーンをとつて、一應涉外事務という

ものは總司令部との関係なのであるか

ら、總司令部の関係の仕事が講和によ

つて一應なくなるのであるから、そ

う問題は成るべく現在の機構でやつ

て行くように、現在と申しますが整理

後は行政管理庁のほうでも各省のバ

ラーンをとつて、一應涉外事務という

ものは總司令部との関係なのであるか

ら、總司令部の関係の仕事が講和によ

つて一應なくなるのであるから、そ

う問題は成るべく現在の機構でやつ

て行くように、現在と申しますが整理

後は行政管理庁のほうでも各省のバ

ラーンをとつて、一應涉外事務という

の関係、それから将来の外国の農業事

情なんかいろいろ調べするのに、英

語のよくできる人は半分くらいは残し

て置きたい。こういうような希望は持

つておつたのであります。ずっと最後

まで私の了承いたしておりますところ

では、行政管理庁のほうでも各省のバ

ラーンをとつて、一應涉外事務という

ものは總司令部との関係なのであるか

ら、總司令部の関係の仕事が講和によ

つて一應なくなるのであるから、そ

う問題は成るべく現在の機構でやつ

て行くように、現在と申しますが整理

後は行政管理庁のほうでも各省のバ

ラーンをとつて、一應涉外事務という

ものは總司令部との関係なのであるか

ら、總司令部の関係の仕事が講和によ

つて一應なくなるのであるから、そ

う問題は成るべく現在の機構でやつ

て行くように、現在と申しますが整理

後は行政管理庁のほうでも各省のバ

ラーンをとつて、一應涉外事務という

ものは總司令部との関係なのであるか

ら、總司令部の関係の仕事が講和によ

つて一應なくなるのであるから、そ

う問題は成るべく現在の機構でやつ

て行くように、現在と申しますが整理

後は行政管理庁のほうでも各省のバ

ラーンをとつて、一應涉外事務という

ものは總司令部との関係なのであるか

て。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめ

て。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

</div

す。農林省のほうはさように考えなかつたわけでありますと、これは農林省ばかりでなく、今言い漏らしましたが大蔵省あたりにおきましても国際替為協定でありますとか、国際関税協定でありますとか、いろいろ事務が出て来るのであります。これらも農林省と同様に考えまして、一応原局でするものと予定して、現在の涉外職員を残さなかつたわけであります。

○補見義男君 私の伺つておるのは、そういう抽象的の問題じやなくて、具体的に事業分量がこれ／＼でありますから、従つてここは残したんだ、ここは残さなかつたんだと、実は昨日私が申上げたように、これは適当な意見ではありませんが、涉外関係で司令部關係の或るものはこの際一切きれいに切るゝ、こういう方針で行くのなら、まあその方針がいい悪いは別として、これはさつぱりとしていいと思うんであります。ところが或る省には残り、或る省には残らない、而もその事業分量が多い少いということが標準になつておるトすれば、勢い我々としては慎重に審議する上において、その事業分量が、残つておる省にはどれだけあつて、それから削られるところにはどれだけあるかということを調べざるを得ないのです。ところが先ほどのまあ農林省の話では、とにかくGHQ關係のものはこの際一切やめるんだと、それで海外關係のものは原局でやるんだと、こうのですが、それじや非常に各省の間に不均衡が出て来る。それで私は農林省のこれを復活することがどうこうとい

Digitized by srujanika@gmail.com

うのじやなく、先ほど申上げたようになります。するものなら一齊にしたほうが筋が通ると思つて聞いておるのでですが、具体的に仕事の分量ということによつて残し、或いは残さなかつたということになれば、具体的に仕事分量をどううふうに御覽になつたか、それを伺わなさいとよつと審議のしようがないんですがね。

仕事を少しづつ始めておる状況になつております。従つてそれを一貫すれば、各省にすべて又涉外をそれでは或る程度残すかということになりますが、これはやはり現状から見て行き過ぎぢやないかと思う。大体原局で賄えると認められる限度のものは、一応原局でやること、という建前で行くべきではなかろうかと思いまして、大体労働省、厚生省及び先ほど申しました文部省につきまして、涉外を約半数残すということにいたしましたのであります。これは最初はそういうことで渉外全部を落すという方針で行つておりますので、各省に対しましてはさような説明をしておりました。最後の段階に変りました際に、いろいろ連絡漏れ等がありまして、各省がそれをお聞きにならなかつた向きましたのでござります。従いましてその際に、詳細に事務の内容等を検討するといふ暇はなかつたのであります。大体私が今まで見ておるところ、感じておるところによりまして、その間の区別をつけた程度でございます。

がWHO或いはILOの関係はいつ頃から起つて、そうしてその仕事の分量というものは從来どれだけあつてどういうふうに取扱つておつたのか、その分量的な比率をもう少し詳しく御説明頂ければ非常に幸いだと思うのです。

○政府委員(中川融君) その事務の内容につきましては我々もそう深く知つておるわけではないのでございまして、これは関係各省から御聴取して頂きたいと存じます。

○補見義男君 それじや農林省のはうから伺いますが、その前にそういうふうに只今お述べになつたように、大蔵省にはどれだけある、何省にはどこどこあるという、そういうものをちよつと今列記して下さい。一〇〇%落したところでそういうものを大蔵省では……。

○政府委員(中川融君) 各行政官庁順に追つて大体申しますと、例えば統計委員会におきましては國際統計会議というようなものがございます。それから法務府におきましては國際私法會議、私の法の会議でございます。そのほか國際的な法律関係の会議が相当まとると聞いております。それから大蔵省では國際の貿易為替機構がござります。或いは関税機構さようなものがございます。それから農林省ではFAO関係があります。通産省でもやはり容易機構がござります。そのほかいろいろな品物についての国際委員会、或いは国際会議というようなものがござります。それから運輸省におきましてはこれは例えれば國際航空会議でございましょうとか、或いは海運のほうの会議と

うのがございま  
郵政省におきまし  
いうようなも  
試省所管におき  
係の国際会議報  
ております。  
ては、これは  
の国際組織が  
報告を受ける  
おります。  
○補見義男君  
あつて、而も  
つておるとい  
我としてはそ  
存置の理由を  
は改正に従う  
るというほう  
でそれじや  
量がどれだけ  
のか。そうい  
度先ほど話が  
伺つて、そうち  
我々はしたい  
ほうの厚生省  
国際機構の仕  
たいのです。  
○政府委員(一  
ど申上げま  
聞取り願いた  
確なことは申  
べく筋を通し  
に彼此甚だ  
うにしたいと  
ろがあなたの  
れは残さない

では国際電気通信会議、まして万国郵便連合とののがござります。なお建きましてもたしか建築関があるということを聞いて、經濟安定本部におきまし国際連合関係のいろいろありまして、その當時というようなことをして、そういうふうに各省に特に二、三の省だけが残うことであれば、尚更我が二、三の省についての明瞭かにしないと、これというか、一律に整理するのが筋だと思うのです。そして逆に残つた場合仕事の分多いのか、どれだけあることを一應伺つて、今あつたように農林省からして仕事の分量の比較をと思いますから、残つたことをやつて各省の間で、やはり労働省のそれ／＼の事の分量を伺わして頂ぎ

つたものだから、従つてその間の事情をお伺いしているのです。ところがそれは各省へ聞いてくれということになりますと、例えば厚生省でこの仕事はWHOにこれ／＼の仕事があつて大変重要な仕事です、従つてこれは五〇%は残さざるを得ないのです、こういう説明を承われば、これを仮に尤もだといふことになれば、先ほどお話をなつた各省の、もう済んだ省でありますけれども、それ／＼の大蔵省も統計委員会も、法務府も、今まで済んだ各省も一遍皆聞いて、そうして成るほど御尤もだということであれば復活せざるを得ない、こういうことになるわけなんです。従つてそれは煩を厭わずやらざるを得ない。併しあなたのほうの立場として、お前のところは残してもいいということにさせられた以上は、何らかの根拠がなければ私はそれはこの際筋が通らんと思うのですが、別にいたしました際には、それまでに勿論各省からの涉外事務の内容等は相当聞いておるのでござります。それらを開きました結果を各省を通じまして検討いたしましたして、その結果そういうところを区別をしたのでござります。その当時我々が開きましたところで資料によつて聞いたところもあり、口頭で聞いたところもあり、事務の詳細な内容等について記憶してないものも相当多いのですが、それは各省から御面倒でもお聞き取り願つたほうが多いのです。正しいかと思います。正確を期する意味で……。

○竹下謹次君 議事進行。補見委員の

御質問は私御尤もだと思いますが、併し中川さんのほうで先に例が出された労働省とかというような方面の、I-SOその他について詳しく御説明ができないのですから、この上中川さんと重要な仕事です、従つてこれは五〇%は残さざるを得ないのです、こういう説明を承われば、これを仮に尤もだといふことになれば、先ほどお話をなつた各省の、もう済んだ省でありますけれども、それ／＼の大蔵省も統計委員会も、法務府も、今まで済んだ各省も一遍皆聞いて、そうして成るほど御尤もだということであれば復活せざるを得ない、こういうことになるわけなんです。従つてそれは煩を厭わずやらざるを得ない。併しあなたのほうの立場として、お前のところは残してもいいということにさせられた以上は、何らかの根拠がなければ私はそれはこの際筋が通らんと思うのですが、別にいたしました際には、それまでに勿論各省からの涉外事務の内容等は相当聞いておるのでござります。それらを開きました結果を各省を通じまして検討いたしました際には、それまでに勿論各省からの涉外事務の内容等は相当聞いておるのでござります。それらを開きました結果を各省を通じまして検討いたしましたして、その結果そういうところを区別をしたのでござります。その当時我々が開きましたところで資料によつて聞いたところもあり、口頭で聞いたところもあり、事務の詳細な内容等について記憶してないものも相当多いのですが、それは各省から御面倒でもお聞き取り願つたほうが多いのです。正しいかと思います。正確を期する意味で……。

○カニエ邦彦君 竹下さんの今言われておる趣旨もまあ御尤もですが、大体この法律案は管理庁が出して来たのですよ。そこで管理庁がやはり責任を持つてそうして我々に答弁しなければならないと思うのです。そこでその管理庁が自分の都合の悪いことになれば、各省からお聞取りを願います、こういうようなことを言われるということだが、それは無責任極まる話であると私は思う。そこで各省が自分のほうから自信を持つて出て来た数字であれば、成るほど今言われるようになれば、私は思う。それだけでやれるのか、この涉外はいよいよ要らないのかということは言い得られるのですが、それを査定して管理庁がここに我々に数字を出して来たのでありますから、だからそれについて申しますと、その結果そういうところを区別をしたのでござります。その当時我々が開きましたところで資料によつて聞いたところもあり、口頭で聞いたところもあり、事務の詳細な内容等について記憶してないものも相当多いのですが、それは各省から御面倒でもお聞き取り願つたほうが多いのです。正しいかと思います。正確を期する意味で……。

○政府委員(中川融君) その決定をいたしました際には、それまでに勿論各省からの涉外事務の内容等は相当聞いておるのでござります。それらを開きました結果を各省を通じまして検討いたしましたして、その結果そういうところを区別をしたのでござります。その当時我々が開きましたところで資料によつて聞いたところもあり、口頭で聞いたところもあり、事務の詳細な内容等について記憶してないものも相当多いのですが、それは各省から御面倒でもお聞き取り願つたほうが多いのです。正しいかと思います。正確を期する意味で……。

○カニエ邦彦君 結局この涉外は農林省としてはやらなくてやられるといふことなんですか。やはりこれは涉外申上げました。

○カニエ邦彦君 結局この涉外は農林省としてはやらなくてやられるといふことなんですか。やはりこれは涉外申上げました。

○説明員(日井俊郎君) お答えいたしました。この定員法による定員法のなかにもう一点問題があると思いましておるのとおります官房の三十八名のうちの二十二人、それから食糧のほうは九名だと聞いております。

○カニエ邦彦君 それは予算定員ですね。現在の定員法による定員員ですが、指定生産資材の現定員三十八名をやはり零にいたしております。これは同じような問題が食糧庁の一般会計でも出ておるわけでありまして、食糧庁は管理庁としてはこれ／＼しか／＼でありますから、だからそれについて申上げました。

○カニエ邦彦君 結局この涉外は農林省としてはやらなくてやられるといふことなんですか。やはりこれは涉外申上げました。

○説明員(日井俊郎君) お答えいたしました。この定員法による定員法のなかにもう一点問題があると思いましておるのとおります官房の三十八名のうちの二十二人、それから食糧のほうは九名だと聞いております。

○カニエ邦彦君 それは予算定員ですね。現在の定員法による定員員ですが、指定生産資材の現定員三十八名をやはり零にいたしております。これは同じような問題が食糧庁の一般会計でも出ておるわけでありまして、食糧庁は管理庁としてはこれ／＼しか／＼でありますから、だからそれについて申上げました。

○説明員(伊東正義君) 今のFAOによる定員の中、事務分担はどうだ

ね。現在の定員法による定員員ですが、定員のなかにもう一点問題があると思いましておるのとおります官房の三十八名のうちの二十二人、それから食糧のほうは九名だと聞いております。

○説明員(伊東正義君) お答えいたしました。この定員法による定員法のなかにもう一点問題があると思いましておるのとおります官房の三十八名のうちの二十二人、それから食糧のほうは九名だと聞いております。

○カニエ邦彦君 管理庁のほうではまあそ

いうような、今言われたような御意見があるのですが、将来管理庁としてはどうなんですか。これはやはり外務省でまとめてやるということの方針を立てられておるので、それとも少數のものでもこういうものが必要であれば残してもいいというような考え方で進んでおられるのですか。

○政府委員(中川融君) この涉外関係事務の職員のことでありますから、将来

対外関係即ち外国に対する関係を掌るところは、やはりこれは外務省に統一すべきであると思つております。併し

ながら事の性質上、外務省だけであらゆる事務の準備とか資料の蒐集とかさ

のようなことはできない面も相当あるのであります。そういう事務がやはりこれは各省でそれ／＼所管に応じまして準備等をしなければならない、かよ

うに考えております。従つてその意味での国際行政関係の事務は、今後各省に若干ずつあることになると思うので

あります。しかし、その際にそのための独立の課とかさようなものを設けるのが適

当であるかどうかと、ということは又別個の問題であると存じます。大体原則と

してはやはりそれ／＼の事を国内的に処理します各局で、それを同時に資料その他の蒐集にも當るというのが適

当であろう、かように考えておりま

す。併しながらその対外関係の国内的な事務といふものが或る程度以上に大きくなるといふようなものにつきましては、やはりそのためのほかのものを作らなければならん事情が出て来ると思いますので、さような際は又そ

のようないい立のうを設けることも止むを得ぬのじやなからうかと、かよう

に思つております。

○竹下豊次君 ちょっとと今のお話を聞いてますが、例えは労働省のILO連してですが、

○政府委員(中川融君) お答えいたし

との関係につきましては、結局政府を代表いたしまして国際労働機関と連絡するということは、やはり外務省の系

統になると存じますが、併し例えは国際労働會議といった会議に代表として

労働省の人が出るということはこれは勿論從来もありますし、あり得るわけ

でございます。併しながらその事務的な折衝の経路としては、やはり外務省

あるいは在外公館等がそれぞれ當るといふことになるのじやないかと、かよう

に思つております。

○橋見義男君 その次に一つ簡単に質

しておきたいのですが、配付された資料によりますと、農林漁業金融四十八

名に対して二割の整理が行われている

のですが、これは常識的に考えて、農

林漁業金融が非常に現在重要であり、

而もこれからもます／＼重要な面になつて

おりますが、その際にそのための整理をやつておきたいのです。

○委員長(河井彌八君) 次に移つてよろしうござりますか。

○橋見義男君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 農政局關係に

移ります。

○橋見義男君 農林委員会から農林委員長名を以て修正意見として提案され

ておきましたが、この農林委員会關係の整理は、やはりそれ／＼の事務を國內的に処理します各局で、それを同時に資料その他の蒐集にも當るといふのが適

当であろう、かように考えておりま

す。併しながらその対外関係の国内的な事務といふものが或る程度以上に大きくなるといふようなものにつきましては、やはりそのためのほかのものを作らなければならん事情が出て来ると思いますので、さような際は又そ

のようないい立のうを設けることも止むを得ぬのじやなからうかと、かよう

に思つております。

○橋見義男君 その次に一つ簡単に質

しておきたいのですが、配付された資料によりますと、農林漁業金融四十八

名に対して二割の整理が行われている

のですが、これは常識的に考えて、農

林漁業金融が非常に現在重要であり、

而もこれからもます／＼重要な面になつて

おりますが、その際にそのための整理をやつておきたいのです。

○橋見義男君 くどいようですが、簡

便に答えておきます。農業委員会は從いまして一名の減員といふ

割、業務關係で五%といふ一つの基準

で減員を考えた次第であります。農業

委員会は從いまして一名の減員といふ

割、業務關係で五%といふ一つの基準

で減員を考えた次第であります。農業

&lt;p

事の分量が多くなり、或いは現在やつておる度合を一層正確にしなければならないというようなことで、若し十五名を節減することによつて折角調印をして来た協定の忠実なる実行を期し得られないということになれば、立ちどころ又増員の問題が起つて来るわけなんです。これは仮定です、私の想像ですが、若しそういうようなことであるものはこれは極めて問題だと思うのです。十五名を整理しても今の国際防疫協定を受諾して、そうしてその国際基準に従つてやつて行く上において支障がないかどうか。この点をお伺いいたします。

○政府委員(東畑四郎君) この整理案

は実はF.A.O.に加入が許されまして、

国際植物保護条約に調印をいたすとい

うことが実は考へられなかつた前の立

案でございまして、現に次官が今月の

十四日にローマに参られておるよう

次第であります。国際植物保護条約加

入ということを前提としてはこの整理

案は実は考へていなかつた次第であります。国際植物保護

条約に調印をいたしました。それによ

りますと、国際植物保護

条約が実現するにあつては、國際植物保

護条約は非常に抽象的規定に相成つて

おりますので、いろいろなことが想像

し得るのであります。それをここに事

務分量としまして具体的な数字を挙げ

ることは良心的にできないことである

と思ひます。多少そういうことに触れ

て来ますことは想像できる次第でござ

ります。

○政府委員(東畑四郎君) 國際植物保

護条約は相当残つておりますし、特に

この中には特別会計の経理の事務を扱

つておられますものや、実務的な仕事も

含まれておりますので、いわゆる一括買

収をやつておりますが、當時の定員から

は定員の面から言つてもずっと圧縮さ

れておりまして、三〇%程度に現在す

でになつておるわけであります。そ

ういう意味からいたしまして、この上更

に圧縮をいたしますことは、事務の上

には非常に大きな圧力になると思う

であります。ただ全体としての整理か

ら或る程度の事務の簡素化を図つて整

理をするという大方針に即応して或る

程度の整理はいたしたい。かように考

えております。

○三好始君 農地局関係の修正案につ

いては平川守君が提出せら

れた農地局関係の修正案については平

川局長は多分御存じだと存じますか

か、一括してお伺いするわけであります。

○三好始君 一問一答でやつておると

時間がかかるので、一括して伺いま

す。

農林委員会から本委員会に提出せら

れた農地局関係の修正案については平

川局長は多分御存じだと存じますか

か、一括してお伺いするわけであります。

○三好始君 二点以外の他の諸

問題は、今お尋ねした二点以外の他の諸

問題は、今お尋ね

簡素にするということについては適用があるわけあります。ただ特別に、例えは土地改良法の関係について明年度仕事が特になくなるとか、そういうことはない。従つて一般的の事務の簡素化をする、そういう線に応じられるだけのことをやる、こういう意味であります。

○楠見義男君 そうするとこういうふうに了解していいですか。行政管理庁

からは別にその幾ら整理せよ、こうい

うふうな率については示されなかつた

が、抽象的に事務の能率を挙げろ、そ

うしてお前のほうは事務の能率を挙げ

ると何%整理できるかということで、

その結果ここにありますように、具

的に農地制度については三〇%の事務

の整理ができます、或いは入植実施の

うちで住宅についてはこれは一〇%で

ありますようか、一〇%整理でできま

す、事務能率が挙げられます。こうい

うようなことになつたのですか、その

点をお伺いいたします。

○説明員(平川守君) これにつきまし

ては、一つ一つの項目について管理庁

のほうといろ／＼御相談をいたしまし

て、具体的に非常に現業的な仕事の多

いものについては低い整理率を適用す

るといつたような考え方で仕事の内容

を当りまして、二〇%のものもあり、

又は一〇%のものもあるということ

で、一つ／＼御相談の上できめて参つ

たのであります。

○楠見義男君 そうしますと、結局こ

の整理率は事務能率を挙げるといふこ

とを先づ検討せられて、その結果それ

ぞれの費目について農林省から自発的

にお出しになつたと、こう理解してい

ていますが、楠見義男君の質問によ

り、府県とそれを委譲して行くとい

うです。

○説明員(平川守君) 自発的と申します

が、それは必ずしも併せてお願い

ます。

○説明員(平川守君) どういふふうに思

うふうなことで考えて行くのだ、こうい

うふうなことの説明があつたのであり

ます、それが、その整理に伴う事務の能率化

なり、或いは又国営事業の運営方法等

について、農地局としてどういふふう

にお考へになつておるのか、この点を

お伺いいたします。

○説明員(平川守君) この公共事業に

関しまする職員のうちの管理部面につ

きましては、先ほど來的一般の部分と

同じように、事務の簡素化二〇%とい

うふうな適用をいたして參りたい。現

業の国営の事業所につきましては、只

今お話のごとく比較的大きな金額の事

業分量を現在すでに担当いたしております

まして、その意味におきましてこの整

理はなか／＼苦しいとは思つております。但しこれも全体としての方針もあ

りますので、大臣からお答えがあり

ましたように、でき得る部門について

は請負に廻す部分を多くするといふよ

うな方法によつてこの調節を図つて参

ることになつた、而もその国営事業をや

ついては一人当たりの事業分量から言つて

ても、建設省の直営工事に比較すれば

外に於ける、森林の主事は五%にすると

いたしませんと引きませんので一応立て

ましたもので、例えば昨日来お話を出

ております例えは病院の看護婦は対象

にかく一応の目安を立てて折衝をいたしました。

○政府委員(大野木克彦君) 基準と申しますのは、その今度整理をやりますより

のにつきまして時間的な関係もあり、

も実情によつて變つておりますの

で、いわゆる基準の形にはなりません

が、できれば初めにお見せしたような

ものでもお目にかけるようにいたしま

ります。

○政府委員(大野木克彦君) それはも

う終いのほうは基準といいますより

お伺いいたします。

○説明員(平川守君) 是非まあ初めの

も、……共通的にいろ／＼と現われる

現象があると思いますから、先ずそれ

では最初のやつを文書でお願いいたし

ます。

○三浦辰雄君 是非まあ初めの

でござります。

○三浦辰雄君 それが緩いかきついか

は存じませんけれども、そのことは口

頭でお伝え願つたのでありますよ

う。或いは文書でそれを伝えたのか。

それもどうでもよろしいのであります

が、そのものを文書に書いたものと

して頂きたいでござります。

○政府委員(大野木克彦君) その基準

と申しますのは、初めにお示ししてで

すね、それからいろ／＼折衝して、あ

まり、開墾なり、干拓である、だからむ

しろ増員をこそ必要とすれ、整理する

ことは困難ではないか、こういふう

に伺いましたところ、農林大臣はそれ

は事務の能率で行くのだ、或いは又現

り、府県とそれを委譲して行くとい

うです。

○三浦辰雄君 初めに出したものは勿

り、府県とそれを委譲して行くとい

うです。

○説明員(平川守君) 超勤の問題につ

いては、どういう処置をされ、それがこの

今回の整理とそれがどういうように関

連をしておるかといふふうな点を一つ

ます。これを受け取られてあなたのは

うはどういう処置をされ、それがこの

今回の整理とそれがどういうように関

連をしておるかといふふうな点を一つ

ます。

○説明員(平川守君) 超勤の問題につ

いては、どういう処置をされ、それがこの

今回の整理とそれがどういうように関

連をしておるかといふふうな点を一つ

ます。

○説明員(平川守君) 現業所の性質上仕事が過

重であるという注意を受けておりますが、私のほうといたしましては、昨年來、從来の枠外の職員といつものがございましたが、それを大蔵省で認めてもらいまして、それを定員を入れる、準じて扱うというような方法をとりまして、それによつて若干の緩和を図つて参りました。そのほかに農地局といつてもいたつておられません。只今特にこういうことをしたということを申上げることも格別ございません。

○成瀬輔治君 その枠外職員を大蔵省に認めさせられておるわけでございましたところの定員をお示し願いたいと思います。

○説明員(平川守君) 私は只今要求いたしました数をはつきり覚えておりませんが、千百三十六名でございます。

○成瀬輔治君 農地局全体といたしまして、私は現定員が三千五百二十一名だとこういうふうに思います。ここに出ておりますから……。それに対しまして千百三十六名の枠外職員を認めておる。大体三割、約三割に相当するようないわゆるものを認めさせておいて、そこで自發的じやないということも私もよくわかります。形式的に私はそういうことになつておると思うが、実情的にはそうでないことは認めます。これはやつては行けないと私は思つたんだ。そこで農地局のあなたがたの考へとしては、もう一度これじや大変だから今度は千百三十六名の枠外職員を

認めさしたから、もう少し枠外職員をもいたつておられる段階にもいたつておられません。只今特にこういうことをしたということを申上げることも格別ございません。

○説明員(平川守君) そこまでは考えておりませんでありますたが、この程度の整理については先ほど申上げましたような、大臣からお答えがあつたよだいとかのように考えております。

○成瀬輔治君 何とかやつて行こうとこういう話ですが、予算の問題で、超勤のことは予算関係でできないと、こういふことは、超勤が起きるということは仕事があるから起きて来ると思うのです。その超勤が予算関係で渡することはできない、一体あなたは千百三十六名の枠外職員を認めさせて、又ここで首切られて、それじやあなたはいいかも知れないが、ところが第一線で働いておる人たちはどういうことになる。あなたたはやつて行けるやつて行けるとおつしやるが、それはあなたはやつて行けるか知らんが、第一線で働いておる人はやつて行けると、私はあなたと一緒には考えて行けると、私は結論を出しておる。恐らくあなたの要求されることはやつて行けんというふうに私は結論を出しております。恐らくあなたたの要求された員数は千百三十六名より多かつたと想ひます。恐らくこれ以上のものを要求されたらう、必要とあなたがたはいります。そのためには多い数字を要求されると私は思ひます。それがやつて行けますなどということはどう考へてもあなたたがいるのである。恐らくこれが全部のままでなつておつて、まあこれは全部というわけじやありませんが、噂に聞きますとある、これはまあ県知事に関するものであります。それがやつて行けるやつて行けると言ふふうに考へます。これがやつて行けるやつて行けるのか、あなたたがいるの口から言える言葉ではない。こういふふうに考へますが、やつて行けるやつて行けると言ふふうに考へます。これがやつて行けるやつて行けるのか、あなたたがいるの口から言える言葉ではない。こういふふうに考へますが、もう一度伺いま

がやつて行けるのか、第一線で働いておる人たちはやつて行けるのか、これに対するかどくか。

○説明員(平川守君) これは勿論人によつていろ／＼考えもありましょん、私も先ほど申上げておりますように、非常に苦しいことであるということは十分考えておるわけでありまし

て、ただ全体の方針もあるわけでありますから、できる限りの請負関係等の調整によりまして、これだけの員数でやつて参るよう努めたいと、かよう

○成瀬輔治君 そうすると、私はこういふふうに了承したい。あなたはとにかくやつて行けると、整理は何ぼやつてもあなたたはやつて行ける、但し第一線の人は苦しい、やつて行けない、こ

ういうふうに了承いたします。次にこの未開墾地のことです。実際には、お話を聞くと、未開墾地を開拓して行くことは、今後といえども、重要な政策である、従つてまあ私どもは政府はたゞ／＼増産ということをまことに對しておるわけです。それで私は農林省も非常に協力的な態度であります。その増産をするためにはやはりしても私は増産反対といふふうに了承しておるわけです。その増産をされるところは、ようやくあなたたがたはいりますけれども、我々としましては、できるだけでも、我々としましては、できる限りこの未開墾地の開拓を進めて参りました。この調査によりますと、内地、北海道合

せてなお七、八十万町歩くらいは開拓の余地がある、かよう考へておるのでありまして、勿論これに対しましては、いろ／＼な意味の障害をございますけれども、我々としましては、できるだけでも、我々としましては、できる限りこの未開墾地の開拓を進めて参りました。この調査によりますと、内地、北海道合

せてなお七、八十万町歩くらいは開拓の余地がある、かよう考へておるのでありまして、勿論これに対しましては、いろ／＼な意味の障害をございますけれども、我々としましては、できるだけでも、我々としましては、できる限りこの未開墾地の開拓を進めて参りました。この調査によりますと、内地、北海道合

の課長以下も置いてあるわけで、この所に對してどんなよな……積極的に私は満足は決してしておいでにならないと思う、だからそれに対しても積極的に働きかけをしてお見えにかかるままで、私は決してあなたのほうの仕事を少くなつて来たものだとは思ひません。それからなおこの七、八十万町歩あるところのものは今後やら

れる上においては非常に私は困難な所と真然としておりますが、私どもとしましては、お話を聞くと、この食糧増産上の見地から申しましても、又農家の経済の安定というよな意味から申しますと、内陸、北海道合

せてなお七、八十万町歩くらいは開拓の余地がある、かよう考へておるのでありまして、勿論これに対しましては、いろ／＼な意味の障害をござりますけれども、我々としましては、できるだけでも、我々としましては、できる限りこの未開墾地の開拓を進めて参りました。この調査によりますと、内地、北海道合

せてなお七、八十万町歩くらいは開拓の余地がある、かよう考へておるのでありまして、勿論これに対しましては、いろ／＼な意味の障害をござりますけれども、我々としましては、できるだけでも、我々としましては、できる限りこの未開墾地の開拓を進めて参りました。この調査によりますと、内地、北海道合

の間に折衝はありますけれども、とまつた土地が、特にその中に旧軍用地が相当ありますので、予備隊等に接収されるという問題が若干起つております。又土地の問題に対しましても林野署からも協力を願いまして、国有林野についても開拓地についてもできる限り開放してもらう、こういふことを余り好まなくてやはり地主に持たされればいいというよな意味合いがありますとある、これはまあ県知事に聞いておるが、米軍にいたしましても予備隊にいたしましても、これらの用地を絶対に拒むことはできないと存じます。従いまして私どもといたしましては、殊に予備隊等に對しましても最近特に折衝もいたしまして、でき得る限り未開墾地特殊なことでございまして、まあ多くの知識さんの中にはいろ／＼な見解もあるふうに考へますが、やつて行けるやつて行けると言ふふうに考へます。どこだとおつしやれば考へられないわけじやございませんしては、各県に対してもこの専門

○説明員(平川守君) 折角開拓いたしました土地が、特にその中に旧軍用地が相当ありますので、予備隊等に接収されるという問題が若干起つております。又土地の問題に対しましても林野署からも協力を願いまして、国有林野についても開拓地についてもできる限り開放してもらう、こういふことを余り好まなくてやはり地主に持たされればいいというよな意味合いがありますとある、これはまあ県知事に聞いておるが、米軍にいたしましても予備隊にいたしましても、これらの用地を絶対に拒むことはできないと存じます。従いまして私どもといたしましては、殊に予備隊等に對しましても最近特に折衝もいたしまして、でき得る限り未開墾地特殊なことでございまして、まあ多くの知識さんの中にはいろ／＼な見解もあるふうに考へますが、やつて行けるやつて行けると言ふふうに考へます。どこだとおつしやれば考へられないわけじやございませんしては、各県に対してもこの専門

的にはそのほのうの要望も十分に伺いました。そして、私どものほうも積極的にそういう土地を探すことについて協力しようと、その代りには折角苦労をして開拓をした所は極力避けてもらいたい、又万止むを得ざる場合においても十分連絡の上で、その場合においては止むを得ず移住しなければならんというような人々に対しても十分な補償をすることがとと、且つあとの面倒を、例えば変った土地に入植の世話をするとかいうような点について十分の面倒を見てもらいたい。農林省としてもできるだけのことはする、こういうことで参りたいということで、予備隊方面とも折衝いたしておるわけであります。

○成瀬幡治君 今のような仕事をやられる方たは、これはどこに入るわけですか。

○説明員(平川守君) これは只今では

入植実施の方面とそれから農地制度改

革という中の人と両方で担当しております。

○成瀬幡治君 まあ私は折角ここに修

正案もできておることでありますし、

このことについていろいろと意見がま

ります。

○補見義男君 農林委員会から……こ

れはちよつと委員長にも聞いて頂きました

いのですが、農林委員会から出でておる

修正意見は、先般の連合委員会におい

ても問題になつたところでもあります

分御検討になつた結果の修正案がこの

委員会に出て来おると思うのであり

ますが、この修正案の細部について

は、別にこの委員会としてはとり上げて検討することにして、それを一つずつやつておりましたら、実はこの農林省関係だけで又本日も八時、九時までかかるんじやないかということを惧れるのですが、そこで先ほどの順序に従つて、というようなお話をありました。が、私は農林委員会で問題になつておらず質問したいと思ひます。よろしうござりますか。

○委員長(河井彌八君) できるだけ審

議を尽すために、最良の方法をとり

たいと思います。ちょっとと速記をとめ

て下さい。

(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて

下さい。それでは次に農業改良局に入

ります。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて

とであります。併しを続け、更に又これを充実して行きたいというふうに考えておる私どもといたしましては、整理するということは実は了承しがたいのです。併しながら、これも勿論管理事務は別といたしまして、研究者の関係におきまことならば私どもの農業関係だけがそれができないのだというふうに特別に主張する理由もなか／＼むずかしいといふことで了承いたしておるのであります。お話のように、二十六年度の初めに試験研究機関の整理統合ができまして、その際農林省の試験研究の組織として、その機構、或いは試験研究のテーマなどということにつきましては、根本的に再検討されまして、それによつて現在やつておりますので、組織上も人員上も私は無駄がないものだということは信じておるのであります。勿論、その際多少の機構の整理に伴いまして人員の異動もあつたのでござりますが、その主たる理由は、従来の農事改良実験所というのがございまして、その約三分の一程度を府県に委譲したといふことの結果、相当数の人員の整理と申しますが、農林省の職員といたしましては縮小になつておるのでありますけれども、試験研究全体を見た場合には、人員の整理ということはあるのときには避けられたというふうに当時を思つて考えておるのであります。あのときに行政整理があつた、この度で二度なるというふうには必ずしも考えないのであります。

の政府原案による整理でこれが行われば、と、残存の人員で統計が国際経済統計協定その他の国際会議に入るべきに、これに即応して国際性を持つた日本として必要な統計ができるかといふ御質問だつたと思ひますが、これに對しましては、種々この委員会でも、農林内閣委員会でも、又FAO参加の承認に関する委員会でも御論議もありました際に申上げましたように、まだ私どもの農林業統計は終戦後非常に日なお浅くして、それ以前の統計は国際的に通用する統計方法や統計組織ではございませんでしたので、終戦後やや確立を見出した組織が年々縮小されながら、特に二十四年以降五千人以上の人があつて整理されておりますが、本年度も六月までに一割、千五百人の人の整理がされておりますので、やや見るべき成果を挙げつつある際に、人員、これに伴う予算等の節減を受けたて、刻苦努力をいたしております。しかしながら、今後なお必要な多数の統計と、なおたくさんのお統計を作つて、参ります場合には、必ずしも自信はございません。ただどのくらいの統計がどのくらいの規模と内容で行われるかとよろしいかということにつきましての判断は、人によつて多少違いましまして、政府の首腦部のかたより事務当局との意見とで違いましようと思うのですが、私は農林省の統計調査部長でありますと同時に、政府から任命されておりまする統計委員といつたのであります。私は食糧関係、農産物関係の統計に関しましては、種々高説もありましたように、日本は食糧輸入国のかなり大きなものでありま

て、食糧問題が非常に重要であります。申しまするものは、重要な食糧輸出法とかにおいて比肩することができる国との農業統計との関係において、その精確度とか、調査組織とか、調査方法とかにおいて比肩することができるものでなければならぬと存じておりますが、私どもはまだそこまで到達する過程にあると存じております。又日本加の漁業協定が会議中であるようあります。が、これに至りますは、本當の意味においてばつゝものになるかと存じております。水産統計は、漁面漁獲量につきましてだけであります。が、昨年の十二月から実施に着手された程度であります。それも沿海にあります私どもの出張所では半分につけて一人の職員しかおりません。半分は臨時の職員で賄つて調査を続けておられます程度でございます。その他も大体同様と存じて頂きたいと思います。

お許しを願いたいと思しますが、一番多數の人員を占めまして、目下のところ差当り食糧問題が重要でありまするし、農業政策の基本になりますから、重点を置いておりまする農作物生産の統計に関しまして、辛うじて府県別の生産高を推定をし得るにとどまりまして、本年度よりも遙かに精度度が低下いたしまして、府県内の反収が平坦部、山地、或いはどのような作物が適しておりますかどうかが、というような農業政策に必要な農業地域別生産統計とか、或いは市町村別の生産統計ということはできることになります。従いまして、農作物の作付面積、反当収穫高被害、それらに関しまして、それが基礎となつて行政が行われておりまするし、又行われるべき土地改良、耕種改善、農業共済制度、或いは単作地帯の対策等に関しましては、十分な利用価値が出ない統計となりまして、又食糧の特に米麦の統制に関しましては、過般も知事会議等で種々問題が出来まして、世上論議せられまして、事務当局としても絶縁に存じておりますが、その供出制度又配給にもどのくらいの生産があるかといふことが配給制度上必要でございますので、配給上にも必要な市町村別の食糧統制上の資料を今日のようには作れなくななるのを遺憾と存じております。又統制の農作物の範囲が狭くなりますと、統制されない作物の有利性或いは適地性に応じまして作物の転換が種々行われましたり、大豆、桑その他の商品作物等はいろいろ今後の農業政策上必要になりますが、これらの収量、面積の調査は今回の整理案では殆んどできなくなるのであります。新らしい国際的に通用するような方法による調査

はできなくなるのであります。又水田の耕地面積を二十四年から五ヵ年計画で実施中でございましたが、今年はその三年目でござりますが、これをやめるということを以て食糧統制撤廃に伴う調査を放棄するという扱いがされましたので、その調査は中途で放棄いたさなければなりませんが、水田の耕地面積調査につきましては、これはおよそ農政の基本でありまして、戦時末期から今日までにおきまして、統計上では九州一円の水田と畠地との面積が消えてしまつて、農業政策の重点がぼけてしまつて、このような実態になつておられますから、これができないことを遺憾といたしております。又それらの生産量とか農林水産物の生産量の調査を従来重點を置いて参りましたけれども、流通の統計とか消費の統計とかいうものにつきましては、過般農林大臣からも、統計調査部に将来は米麦等の在庫、流通等の調査をせしめるという御答弁がありましたが、これは将来のことでありまして、来年以降やりたいと思つておりますが、従来通りやぢ現在僅かに全国を十一農区別にいたしております。そうして国際的に通用し得る誤差率と申しますか、精確度で農家の経済収支、その中の各種の項目別の収入支出状況を判断し得るように調査いたしておりますが、実はこれは都道府県別に推計をいたしませんと、少くともそのくらいにいたしませんと、農業事情に即した農家経済の事情とか、地方税とか、その他の市町村税等に参考にすることもできませんのを、更に一層二割方縮減しなければならないと

いうことになります。養蚕統計、林業統計、先ほど申述べました水産統計はいずれもまだ未整備でございまして、例えれば未整備の意味を申上げますと、養蚕統計は戦時末期から今日まで養蚕桑の面積数、経営規模別の養蚕飼育農家数等は一度も一齊調査をいたしましたことがございませんので、僅かにこの数年織の収穫量調査、生産高調査だけをぼつゝやつております程度であります。林業統計に至りますては、これは古來の日本の国際的に通用しない統計でありますする表式調査と申しまして、部屋の中におりまして、山がどこにどのがくらいいある、山林がどのくらいいある、薪炭木材がどのくらいい生産されたかといふようなことを部屋の中で作るというような方法によります程度の調査をいたしておるわけでありまして、これすら二割整理されることになる次第であります。おおむね楠見先生の御意見について私の見解を申述べますと以上の通りであります。そのような経過になりましたのは、昨日農林大臣からも御説明がありましたように、三浦先生の御意見に対してもたとえ定員法に関係がないので現われておりますが、林野庁の営林局関係等のものは事務的によくこなされたのであるかと申しますが、林野庁の営林局は事務的によくこなされたのであるかと申しますが、私どもはそれがくらいい生産されたかといふことはあり得ないことだと私は考えております。局長は大体この点についての機会を与えないとまま決定するといいますので、その様子を一点だけ承わつておきたいのであります。

○三好始君 私は農林省の事務の内容に関して大体実情を知つておりますので、農林事務当局に質疑する必要は認めます。農林事務当局にお伺いいたしておきたいの理庁当局にお伺いいたしておきたいのですが、具体的な例としてお尋ねいたします。

〔理事松平勇雄君退席、委員長着席〕

只今の安田部長の説明の中に出て来た、例えれば水田の五ヵ年計画による面積調査を目下三年目実行中のものを打ち切らざるを得ない、こういうような整理が行われようとしておるわけですが、五ヵ年計画の進行中に打切らざるを得ないということを十分御承知の上で、それも止むを得ないのだと、こういう立場の上に立つて今回の整理を立案せられたのかどうか、この点をお伺いいたしたいのであります。

なお小倉局長に一点お伺いいたしておきたいのですが、農業改良普及事業に関して先ほど楠見先生から質問が出ました。地方に関する職員につきましては、岡野國務大臣の手許でおきましたが、地方に關する職員に定員法が関係がないので現われておりますが、この整理が進められておるものと了解いたしておるのであります。末端の改良普及員の整理は直接今回の定員法に關係がないので現われておりますが、この整理を進めるに當つては、改良局長なり或いは普及部長の発言の機會を与えないとまま決定するといふことはあり得ないことだと私は考えています。局長は大体この点についての目下進行中の状況を御存じだと思合になつておるかといふことは十分御承知のはずであります。こういう高率な整理をして、なお且つ現在の統計調査が崩れない程度で整理案を出し合になつておるかといふことは十分御承知のはずであります。

○三好始君 只今の調査の方法と申しますが、体系と申しますか、それがあま崩れない最小限度において整理をして頂くということで、主として農産物調査の關係のほうで人員の削減を止めないのであります。一点だけ行政管理庁当局にお伺いいたしておきたいの

○三好始君 私は農林省の事務の内容に関して大体実情を知つておりますので、農林事務当局に質疑する必要は認めます。農林事務当局にお伺いいたしておきたいの理庁当局にお伺いいたしておきたいのですが、具体的な例としてお尋ねいたします。

〔理事松平勇雄君退席、委員長着席〕

只今の安田部長の説明の中に出て来た、例えれば水田の五ヵ年計画による面積調査を目下三年目実行中のものを打ち切らざるを得ない、こういうような整理が行われようとしておるわけですが、五ヵ年計画の進行中に打切らざるを得ないということを十分御承知の上で、それも止むを得ないのだと、こういう立場の上に立つて今回の整理を立案せられたのかどうか、この点をお伺いいたしたいのであります。

なお小倉局長に一点お伺いいたしておきたいのですが、農業改良普及事業に関して先ほど楠見先生から質問が出ました。地方に関する職員につきましては、岡野國務大臣の手許でおきましたが、地方に關する職員に定員法が関係がないので現われておりますが、この整理が進められておるものと了解いたしておるのであります。末端の改良普及員の整理は直接今回の定員法に關係がないので現われておりますが、この整理を進めるに當つては、改良局長なり或いは普及部長の発言の機會を与えないとまま決定するといふことはあり得ないことだと私は考えています。局長は大体この点についての目下進行中の状況を御存じだと思合になつておるかといふことは十分御承知のはずであります。

○三好始君 只今の調査の方法と申しますが、体系と申しますか、それがあま崩れない最小限度において整理をして頂くということで、主として農産物調査の關係のほうで人員の削減を止めないのであります。一点だけ行政管理庁当局にお伺いいたしておきたいの

○三好始君 私は農林省の事務の内容に関して大体実情を知つておりますので、農林事務当局に質疑する必要は認めます。農林事務当局にお伺いいたしておきたいの理庁当局にお伺いいたしておきたいのですが、具体的な例としてお尋ねいたします。

〔理事松平勇雄君退席、委員長着席〕

只今の安田部長の説明の中に出て来た、例えれば水田の五ヵ年計画による面積調査を目下三年目実行中のものを打ち切らざるを得ない、こういうような整理が行われようとしておるわけですが、五ヵ年計画の進行中に打切らざるを得ないということを十分御承知の上で、それも止むを得ないのだと、こういう立場の上に立つて今回の整理を立案せられたのかどうか、この点をお伺いいたしたいのであります。

なお小倉局長に一点お伺いいたしておきたいのですが、農業改良普及事業に関して先ほど楠見先生から質問が出ました。地方に関する職員につきましては、岡野國務大臣の手許でおきましたが、地方に關する職員に定員法が関係がないので現われておりますが、この整理が進められておるものと了解いたしておるのであります。末端の改良普及員の整理は直接今回の定員法に關係がないので現われておりますが、この整理を進めるに當つては、改良局長なり或いは普及部長の発言の機會を与えないとまま決定するといふことはあり得ないことだと私は考えています。局長は大体この点についての目下進行中の状況を御存じだと思合になつておるかといふことは十分御承知のはずであります。

○三好始君 只今の調査の方法と申しますが、体系と申しますか、それがあま崩れない最小限度において整理をして頂くということで、主として農産物調査の關係のほうで人員の削減を止めないのであります。一点だけ行政管理

○三好始君 私は農林省の事務の内容に関して大体実情を知つておりますので、農林事務当局に質疑する必要は認めます。農林事務当局にお伺いいたしておきたいの理庁当局にお伺いいたしておきたいのですが、具体的な例としてお尋ねいたします。

〔理事松平勇雄君退席、委員長着席〕

只今の安田部長の説明の中に出て来た、例えれば水田の五ヵ年計画による面積調査を目下三年目実行中のものを打ち切らざるを得ない、こういうような整理が行われようとしておるわけですが、五ヵ年計画の進行中に打切らざるを得ないということを十分御承知の上で、それも止むを得ないのだと、こういう立場の上に立つて今回の整理を立案せられたのかどうか、この点をお伺いいたしたいのであります。

なお小倉局長に一点お伺いいたしておきたいのですが、農業改良普及事業に関して先ほど楠見先生から質問が出ました。地方に関する職員につきましては、岡野國務大臣の手許でおきましたが、地方に關する職員に定員法が関係がないので現われておりますが、この整理が進められておるものと了解いたしておるのであります。末端の改良普及員の整理は直接今回の定員法に關係がないので現われておりますが、この整理を進めるに當つては、改良局長なり或いは普及部長の発言の機會を与えないとまま決定するといふことはあり得ないことだと私は考えています。局長は大体この点についての目下進行中の状況を御存じだと思合になつておるかといふことは十分御承知のはずであります。

○山花秀雄君 只今三好委員の質問の  
ういうただ附合のための整理ということ  
ではこの際困りますので、そういうこと  
とのないよう、只今いろいろ事前の  
申入をいたしておる次第であります。

過程に関して、一つ確認事項として私が質問したい点は、先ほど安田部長の答弁と大野木次長の答弁について若干疑義を感じましたので、一応私の質

間に答えて頂きましたしと思うのであります。三好委員の質問に対しまして、大野木次長の答弁は、統計調査については崩れないことを中心に整理方針を示したと、こういうような説明をされたのであります。安田部長の先是どの

續々開陳されましたが意見の中には、途中で仕事を打切つたら、言い換えれば満足なる統計調査を引き続きやって行くことができないというような説明でございま

した。そこで私は大野木次長にお尋ねしたい点は、今度示した整理案を以て崩れない線で整理案を示したと言われましたが、安田部長その他の説明によつて、今日でもなお崩れないといふ確信をお持ちでこの整理案を飽くまでも出したものとお考えになつてやつて行かれるのかどうかという点について、もう一度御所見を一つ聞かして頂きたいと思うのであります。

○政府委員(大野木克彦君) 私もまあ  
統計の細かいことにつきましては素人  
でござりますが、統計調査部との話合  
いの過程におきまして、非常に不満足  
ではあるけれども、いわゆるサンプリ  
ング・メソッドと申しますが……をどう  
ておられる今の方針による調査、最小  
限度その方法による調査はこれでやれ  
ると、勿論非常に高度な何と申します  
か、誤差率の非常に少いということに

ついては必ずしも満足はできないけれども、併しまいいろ／＼な情勢から最も小限度と申しますか、この形をとり得る限度においてはやつて行けるというように承わつておるので、そう申上げた次第であります。

○山花秀雄君 大野木次長の只今の答弁は、何かこうさら／＼と行かない答弁のように非常にこちらは聞き取れないのであります。が、最小限度やつて行けるともやつて行けないともちよつと私は聞いておりますと極めてあいまいな感じのする答弁だったのですからが、先ほど安田部長の答弁によりますと、やつて行けないような点が多く出て来たような説明をされておつたのであります。三好委員からも極めて不満足であるというような点の意見を開陳せられましたが、安田部長の説明と大野木次長の答弁とは双方の見解において相当食違いがある。言い換えればこの整理については完全なる了解がなかつたと、私ども今後この委員会において審議の参考にして行きたいと思いますので、その点をもう一度一つ今度は安田部長のほうから、この整理を若しく甘受するとやつて行けんのかどうかといふ点をつきりお聞かせを願いたいと思うのであります。

○説明員(安田善一郎君) 行政管理庁の次長は、成るべく行政整理をたくさんせよといふ政府の基本方針の下においてになつた行政管理上の御意見だと申思いますが、私は農林省の統計調査部長及び統計委員で、短い期間であります。ただ、きめられた人員乃至は予算の中で体系を作り直せと言われる

と、それでできる範囲内で何かやらなければならぬ立場でございまして、それがどれだけ的確にできるかは、本年でもまだ未整備だと、又十分でない、継続計画があつたものを途中で打ちらねばならん。こういう統計のものが甚だしく変わると、こういうことを申上げるよりしようがないのであります。

○山花秀雄君　よくわかりました。

○委員長(河井弐郎八君)　それでは次に音楽局に移ります。——御発言がなによんでありますから、音楽局に移ります、「異議なし」と呼ぶ者あり

が、実は昨日蚕糸局長はこの委員会に  
お見えになりましたから、その  
ときの経過は御存じないと思いますの  
で、重複いたしますけれども、もう一

度農林大臣と私との間に交された質疑について繰返して申上げます。

それは、垂念局で現在二十九名の整理が行われることになつておるのであります。一方現在農林委員会で目下あります。審議中の醸造価格安定法案は、法律が公布されると直ちに施行されることになる、而もこの法律の施行に要する人員は今回の補正予算に組まれておらない。法律の施行について全く人が要らない。

要ではないか。にもかかわらず一方で法律は審議されておりながら、それの施行に関する職員は計上されておらない。そこで私の想像でありますけれども、これだけの人間が整理されなければ、そのほうの新らしい繩糸価格安定法案の施行に関する人間は明年度予算に計上されることになつておつて、従つて仮にこの国会で繩糸価格安定法案を通過せしめてこの施行には事欠かない、こういうふうに私は了解をしておつたのであります。若しそうでなければ全く必要な人間を伴わない繩糸価格安定法案をこの国会で通過せしめて、そうして公布の日から施行せしめても全く無駄になるわけなんで、そういう意味で目下農林委員会で審議中の繩糸価格安定法案の施行状況について、我々はこの定員法を審議すると同様の関心を持つておるわけなんであります。そこでその間の事情を昨日農林大臣に伺いましたところ、農林大臣は、最初はこの整理になつた残りの人間で繩糸価格安定法案を施行するのだ、こういうような御説明であった。然らばその人間は残つた人間のどこから出るのか、具体的にその数字を示してもらいたい、こういうことを資料として要求をいたしたのであります。ところがその後その席で後ほどになつて、その点は何らか大蔵省と交渉をしてできるよう努力をするとかせんとか、はつきりした答弁が実は得られない、かつたのであります。そこで第一点として伺いたいことは、目下農林委員会で我々同僚が熱心に審議をしておる繩糸価格安定法案が通過した場合に、一體施行する人間がおるのかおらないのか、この点を第一点として伺いたいの

ておらないのでありますから、それはどういうふうにして賄なつて行くのか、その点をお伺いいたします。  
それからついでにもう一点伺つておきますが、これも昨日農林大臣と質疑をかけしまして、その際農林大臣は、自分は専門的なことがわからないから、よくわかる人をして答弁せしめるといううございましたので、査糞局長は一番その道の専門家だと思いますのでお伺いするわけですが、それは生糞検査所の問題であります。農林委員会で査糞局長は、これは重要でないといふふうな意味で落としたのではなくて、うつづ

りして落された問題だと思いますが、生糞検査所の検査員の減員についての問題を取上げておらないのであります。私は昨日農林大臣に申上げたのを繰返し

ますと、最近約二十年間ほどの統計、これは実際の数字に徴しましても、現在の生糞検査所の検査員の一人当たりの検査俵数は、昭和十一年が三〇一俵であります。ところが本年は三〇一・八俵、来年度は現在の状況で三〇二俵になりますと、三二五俵、こういうようになります。人間が大体三分の一程度に減つており、従つて一方では検査俵数は減つておりますけれども、

ういうことから今申上げたような数字になつており、而も検査所の検査員は主として女の子ばかりでありまするが、随分身体に無理が加わつて、結核その他他の病気の人も多いと聞いておりました。そこで私は農林大臣に伺つた趣意は、行政整理をやることは結構だけども、その結果国民が迷惑を蒙るつことは困る。即ち検査が過剰することになれば、製糞業者が横浜や神戸の市場

糸を出して、そうして輸出をし、又国内に売ろうとしても、検査が躊躇することによつてそれは倉庫のなかで待機することになれば結局整理の結果製糸業者が非常に迷惑を蒙る、金利、倉敷に相当の経費を要する。そこで日本の生糸検査というものは世界的にもこれは恐らく第一であることは御承知の通りなんです。而も肉眼検査であるとか、或いはその他機械検査、それ／＼の規格は国際的規格に従つて進めておる。そこで整理をされたのちの穴は、一般的の事務については事務能率の向上とか、いろいろ抽象的なことが挙げられておりますけれども、一体生糸検査所においてそういうような整理をした場合に、具体的にはどういう点で事務能率が挙げられると考えられておるのか。これは事務能率を挙げると、う余地は殆んどないというような観点から、若し農林大臣がそれについての案をお持ちであれば伺いたいということでおましたのであります。農林大臣は自分は専門家でないから答えるられない。答えられる人に答弁させるということでありましたので、この点について、委糸局長はどういうふうにお考えになつておるか、以上二点についてお伺いたします。

○政府委員(青柳確郎君) 最初の御質問は、委糸局全体で二十九名整理されると、然るに一方現在議会に提案されましたが予算面に出て来ていないが、それはどうしてやる考え方かという御質問だつた場合に、それに伴う人員といふものが予算面に出て来ていないが、それはうと思うでございます。これにつき

糸を出して、そうして輸出をし、又国内に売ろうとしても、検査が躊躇することによつてそれは倉庫のなかで待機することになれば結局整理の結果製糸業者が非常に迷惑を蒙る、金利、倉敷に相当の経費を要する。そこで日本の生糸検査というものは世界的にもこれは恐らく第一であることは御承知の通りなんです。而も肉眼検査であるとか、或いはその他機械検査、それ／＼の規格は国際的規格に従つて進めておる。そこで整理をされたのちの穴は、一般的の事務については事務能率の向上とか、いろいろ抽象的なことが挙げられておりますけれども、一体生糸検査所においてそういうような整理をした場合に、具体的にはどういう点で事務能率が挙げられると考えられておるのか。これは事務能率を挙げると、う余地は殆んどないというような観点から、若し農林大臣がそれについての案をお持ちであれば伺いたいということでおましたのであります。農林大臣は自分は専門家でないから答えるられない。答えられる人に答弁させるということでありましたので、この点について、委糸局長はどういうふうにお考えになつておるか、以上二点についてお伺いたします。

○政府委員(青柳確郎君) 最初の御質

問は、糸検査所の関係でございまして、私が當初申上げておつたように、明年四月から一方でこちらが減ると同時に

この補正予算で殖やすということはなかなか困難ではあるが、来年度の予算につきましては、我々としましては予

算上二十五名程度の増員方を要求しております。これにつきましては、大藏省側も内々的に了解をしておられるよ

うな関係もございますので、若し法案が可決されましても、その点の法案の施行については可能では無いか、こう考

えておる次第でございます。

次に生糸の検査所の関係でございまして、お話を通り非常に現在の状態を見ますと、本年度の検査件数なども見て参りますと、検査件数などを見て参りますと、検査件数一件当たりに人がどのくらいかかつておるかという面も見て参りますといふと、大体戦争前の程度の人間を擁しておるような形になつておりまして、戦前に現在は復しておるという恰好でございます。併し最近おきまする生糸の生産の状況を見ますと、今年度などは一割三分少くも繭は増加を

しておるのでございまして、恐らく生糸としましては横浜、神戸に出荷しま

する数量は更にそれより増加するのではないかと思つておるのですが、そういう計算に基きまして、大体戦

前の問題を考えておると、最近おきまする繭価格並びに糸価の状況か

が予算面に出て来ていないが、それはうと思うでございます。これにつき

ましては、政府の政策といったしまして、とにかく人間は整理しなければいかん

といふような大方針がございまするの苦しいのでございまするけれども、一

度、併し大藏省と折衝しました結果、

この補正予算で殖やすということはな

どいです。併しその面は検査の事務的

調整なり何なりやつて参りますけれども、とにかく過せるのではないか。併

し何分それにいたしましても、この検査は強制検査でありますだけに、而

も単価当たりは非常に高い品物であります。楠見委員のおつしやいまするよう

な場合、又人員が足りなくて検査が完

全に行かんというようなことになりますと、楠見委員のおつしやいまするよう

な場合、又人員が足りなくて検査自体が粗漏に陥る。これは御承知でもござ

いまようが、昨年から国際的な機関

といふようなものがございまして、少くとも日本政府でやつておりますそ

の機関の検査をベースいたしまするならば、それは国際的にどこにもその検査

が通用できるというような権威さえも持たれておる国際的な機関であります

ただけに、我々といたしましてもその点は非常に重視して参りました。來

年は実は大藏当局に向いましては定員

の増加も現在は要求しておるような状

態でござります。

○楠見義男君 繭価格安定法案の問

題で私昨日農林大臣に伺つた趣旨は申

上げた通りであります。四月からは申

きりと増員が予定されておる、一方

では予定されており、一方ではほぼ同

数の人間が四月に整理される。こうい

ういう意味であるか、検査はこれはま

あ私が申上げるまでもなく荷口ごとに

どういう意味でありますか、その点が

求られるというようなお心組もあると

思いますが、先ほどお話の中についた

検査の事務調整をやることほど

が、検査の面におきましては総務部或

いは又研究部、従つて検査をやります

中におきましては、製糸業検査の分

におきましては必ずしも技術を要しない人たちもありますし、又各検査の過

程におきましてまだ／＼合理化する余地がありますせんかと考えられます

で、実はその細部に亘つてどうやるか

ということはまだ検査所長からは参つておませんが、これに即応しまして、

でき得る限り国家の政策に即応するようやつて参りたいと、こう考えてお

る次第であります。

○楠見義男君 今の点は横浜、神戸に

出荷する製糸業者は勿論であります

が、貿易業者も、我々が金を出し

てもいいから人間を置いて検査をもう

少し早く能率的にやつてくれと、そう

しないと、これはそろばん勘定ですか

らそういうことの要求が現にあります

は蚕糸局長も御承知の通りなんあります。そういうような状態の下において整理を一方でせられ、そして又一方では先ほどお話をあつたように増員要求もしなければならんということは、如何にも私はこれは辻褄が合わん話だと思いますので、この整理については我

も考えますが、こういう右に行つたり左に行つたりすることのないよう将来十分これは気を付けてもらいたい、特に繭価格安定法案の問題については、これは折角法律を通して施行する人間がいないということになれば、我々としても非常に重大な責任を感じるわけでありますから、この点も先ほどお話をあつたように十分善処して頂きたい、これだけ申しておきま

す。

○委員長(河井彌八君) よろしうござりますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは次に外局に移ります。先ず食糧庁を問題にいたします。

○力ニエ邦彦君 食糧庁の中の相当大きく削られているのは、検査というところで二万三千五百三十四というのが

一万一千七百六十七削られているので

思ひます。只今配置されております検査員は大体市町村当り二人弱といふことになつております。

○力ニエ邦彦君 そうすると、現在の定員法で一人当りの実際検査をやつておる量というものは何倍ぐらいになるのですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 只今申上げましたように、最高が三百から四百の間というとなんであります。ただ

○政府委員(安孫子謙吉君) 実は今でも相当過重労働をやらしている実情であります。従つて検査員が相当余つてあります。従つて検査員が相当余つてあります。

○力ニエ邦彦君 余つてない、而も過重労働でやつているといふのに、減らすといふ理窟は一休どこを押えると出て来る勘定になるのですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) これは私はよりも行政管理庁にお聞きになつたばかり甘藷につきましては出廻りいたしましたものが八、九億万貫あると思いま

うがいいと思います。

○力ニエ邦彦君 わかりましたがね。そこで私はいつだか郡部のほうを廻つて見たときに、お百姓さんが検査員が検査をなか／＼やつてくれないので、車で運んで行くんだけれども朝から持つて行つておるがまだその日、日が暮れてしまつたけれども自分の検査は済まんのだ、こう言うのですよ。そこで、一

体検査員は遊んでおるのかと言ひてみたところが、いやそうじやないらしいです、一生懸命にやつておるのですけれども、何分にも人手が足らんものだからついてこういうことになるのだと言

い。

○政府委員(大野木克彦君) このたびの定員法の改正につきましては、新法による定員のことは纏込んでございません。将来予算等の措置ができまして

決定いたしますすれば又別でござりますが、けれども、只今のところでは見込んでおりません。

○委員長(河井彌八君) よろしうござりますか。

○委員長(河井彌八君) それでは次に外局に移ります。先ず食糧庁を問題にいたします。

○力ニエ邦彦君 食糧庁の中の相当大きく削られているのは、検査というところで二万三千五百三十四というのが

一万一千七百六十七削られているので

思ひます。只今配置されております検査員は大体市町村当り二人弱といふことになつております。

○力ニエ邦彦君 そうすると、現在の定員法で一人当りの実際検査をやつておる量というものは何倍ぐらいになるのですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 只今申上げましたように、最高が三百から四百の間というとなんであります。ただ

○政府委員(安孫子謙吉君) 実は今でも相当過重労働をやらしている実情であります。従つて検査員が相当余つてあります。

○力ニエ邦彦君 余つてない、而も過重労働でやつているといふのに、減らすといふ理窟は一休どこを押えると出て来る勘定になるのですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) これは私はよりも行政管理庁にお聞きになつたばかり甘藷につきましては出廻りいたしましたものが八、九億万貫あると思いま

うがいいと思います。

○力ニエ邦彦君 わかりましたがね。そこで私はいつだか郡部のほうを廻つて見たときに、お百姓さんが検査員が検査をなか／＼やつてくれないので、車で運んで行くんだけれども朝から持つて行つておるがまだその日、日が暮れてしまつたけれども自分の検査は済まんのだ、こう言うのですよ。そこで、一

体検査員は遊んでおるのかと言ひてみたところが、いやそうじやないらしいです、一生懸命にやつておるのですけれども、何分にも人手が足らんものだからついてこういうことになるのだと言

い。

○三好始君 私は補見委員から話のあつた繭価格安定法実施に要する人員問題について、行政管理庁当局の御意見を承わつておきたいのであります

が、予算定員の要求中であるというお話をあります。定員法は現在提出され

ておるはずのものでござります。從つて審議中であつて、四月以後の定員についても十分な予想を立てて提出さ

れておるはずのものでござります。從つて繭価格安定法実施に要する二十五名の増員について、当然に定員法改正

案のうちにこれが織込み済みでなければならぬはずだとと思うのであります

が、この点どういうふうにお考えになつておるは、必ずしも予想を立てて提出さ

れています。

○力ニエ邦彦君 そうすると衆議院の結果只今お話をになりましたよなことになつた次第でござります。

○力ニエ邦彦君 修正では一万一千七百六十七人が五千八百八十三名に直つて、これについてはどういうような根拠で五千八百八十三という数字が出たのか、その出

し方を申上げますと、最高一人が適正検査数量は三百俵から四百俵ぐらゐのものだと思います。一俵々々見まして格付をして参るのであります。生産者は私どもよくは承知いたさないのでござりますけれども、大体におきまし

ておるは、全体が半分復活するようになつておりますので、この検査の分につきましては、その割に何と言いましても半分を復活するという形になります。

○政府委員(大野木克彦君) これは実に對しては非常に大きな影響を持つておりますので、慎重にやらなければなりません。やつぱり三百俵から四百くらいの間が何と言いま

うです。それから消費者のほうに聞いてみると、やはり舞鶴あたりは外米が一時に入つて来るのでですね、船で。そうすると農家の検査もせなければならぬ、又入つて来にもう一つ検査で

の仕方が多少機械的であつたかとも存じますけれども、事情は大体そういうことでござります。

○補見義男君 私昨日お願いしておいた二割五分の賃金はどういうところから

は衆議院のかたでも呼んで修正の説明をここで聞くことになりましょうか、どうなりましょうか。

四つ五分の人間が整理されて、それはどの部門で整理されるのだということを、実は知りたいのです。従つて衆議院における何事も必要でありますが、同時に当該行 政官としてこの二割五分をどうぞ

○浦見義男君 水産庁についてこれな  
る程度の行政整理をやつて行くこと  
うわけであります。

○委員長(河井彌八君) 次は水産庁に  
移ります。

等級別を分けなければならぬといふ  
ようなことで、勢い完全な検査がなさ  
れない。ために三等米が一等になつて  
みたり、二等になつてみたり、消費者  
のほうから言うと、当然代金を払つて  
おりながら、級下の米を買わされると  
いうようなことで、これは何とか一つ  
やつてもらわなければ非常に困る。こ  
ういうようないろ／＼な話を実は聞い  
たものですから、ここに今ちよつと見  
てみますと、五千なんざ載らす、一

○政府委員(安孫子謙吉君) 米麦統制廳のほうは私のほうから出しますが、その基礎のほうは行政管理庁のほうから出してもらうより.....。その二割五分のやつは私のほうにはない.....。

○補見義男君 あなたのほうにはな  
い.....。

も来て頂きたいと思います。併し政府の側でもわからないことはないだらうと思うのです。

○植見義男君 今の説明を伺いますと、食糧庁は自分のほうじやわからぬい。それから行政管理庁は自分のほうでもわからぬい。そうすると、これは委員長にお任せしますから、とにかく明らかになるような一つ措置をお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 承知しまし

いろいろに受けられるのかといふことは、  
は、当然受入態勢側もやらなければ  
ならん筋合の問題だと思いますので、  
そういう観点からも是非伺いたい。  
くとも受入態勢のほうの御意思は我々  
としては知りたい、こういうことであつ  
たわけなんです。

〔進行」と呼ぶ者あり〕

相当広汎にお伺いいたしたいと思うのであります。実は木下水産委員長より内閣委員長宛に十数項目に亘る修正案が参つておるのであります。これは本當の意味の人員整理でございましょうか、一方で整理すると同時に一方では増員もお考えになつてゐるようであります。そこでこの人員整理修正案は水産庁の政府委員は御じだとまあ思うのでございますが、生糸価格安定法の問題に関連ほどの繊糸価格安定法の問題に關連

体五千なんぼ減らすだけうじょく人が余つておるのかどうかという点でお聞きしたのですが、今の安孫子長官のお話で実態の様子はわかりました。そこで行政管理庁に伺うのであります。が、行政管理庁としてはかような実態を知らずにこういふことを書いたの

○委長（河井彌八君） 楠見君それでは  
よろしくお見えになりますか。  
○楠見義男君 ええ、よろしくお見し  
ます。

○竹下豊次君 この修正案は、衆議院で修正されたときの速記録を御覧になれば理由の説明があるはずでしよう。

○委員長(河井彌八君) それは政府だって知らないはずはないのです。じや衆議院に照会します。

○三好始君 林野芋関係も問題がいろいろあるわけですが、一点だけお伺いいたしたいと思います。今度の整理案でも担当区員を整理することになつておりますが、これは担当区を減らさないで整理するということはちよとおかしいのですが、担当区を整理す

して行政管理庁はこれから新らしく法律に必要な人間のことは考えていないと、こういうような趣旨の御答弁がありました。この水産委員長の御要になつておるところを見ますと、現すでに今までの国会、この国会じやしにすでに過ぎ去つた国会で法律が

か、なんでもいい、やつてしまえといふことで一休やつたのか、その点についで一つはつきりとした御信念があれば伺いたい。若しかそれは実態においてそういう現場の実情まで我々は調べてやつたのではないということであれば、又これは我々独自な立場において判断するよりしようがないと思います。その点の一つ御返答をお願いした

○委員長(河井彌八君) それでは……  
○補見義男君 今の資料は食糧庁のほうでできぬ、行政管理庁のほうだ  
うではござらない。行政管理庁のほうだから改めてお話をすから、それじや改めて  
行政管理庁のほうから出して頂くよとお願いいたします。  
○政府委員(安孫子藤吉君) 二割五分の根拠ですね。

○カニエ邦彦君 これは今楠見君が言つたように修正案ですかね。それで行政管理庁にがん／＼言つてみたつて、政府に言つてみたつて、手前が直したものならそれは答えようがあるのですよ。そうじやないのですから、やはりこれは直した衆議院に聞かなければこの根拠はわからないと思うのですがね。

るような計画でもできるのですか。その点をお伺いしたいと思います。

られ、或いは改正を見たその法律の施行する困難であるにかかわらず、なほ度改革における六名の増員要求であります。これは先般の漁業法の改正で複雑な漁業関係にある有明海の漁業調整事務局を設置して、その設置に

いと思います。

○楠見義男君 ええ。  
○政府委員(大野不克彦君) 実は事務的にはなかつ困難なんで、実は食糧

○委員長(河井源八君) それは一応は  
わかつておりますが、併し衆議院に照  
会します。誰が出て来るか、或いは書

○政府委員(横川信夫君) 司法警察課  
うふうに了解してよろしいのやうな事でありますか。

少くとも六名を必要とする法律が、業法の改正によつてこういうものをたに作らなければならないにかかわ

当初米の統制が撤廃される」とを前提としていたしまして計画を立てました。それを今回こういうふうに衆議院のほうで修正せられましたので、その仕分けは

状態なんであります、できましたら明日  
後日……。

面で来るか、それはその説明の方法は  
向うの自由ですから、納得の行くまで  
照会します。

を行なつておりまする職員が担当区域のほかに七百七十四名ござります。これは営林署長、或いは庶務会計主任等のものであります。そのものの中で

ときで、今まででは準備期間だつた。従つて一方においては今までの準備期間を経て軌道に乗つた行政をやると同時に、更に漁業法の改正によつて当然置かなければならぬ六名の、或いは五名が適当でありますか、七名が適当でありますか、少くとも水産委員長の意見に従えば六名の人間を置かなければならぬと、こういう情勢であるにかかわらず、なお且つ十四名の整理をしておる。一体これで法律改正の趣旨が達成せられ、又漁業制度改革が当初予定したようなるふうにやつて行けるのかどうか。一つ例を挙げるところにこういう問題があります。それから水産業の協同組合指導監督でありますが、ここで水産委員長は十三名の人間を増加要求をされておられます。で説明を伺いますと、十六名要るのだと言う、併し現在の人間で三名は賄つて行くから新たには十三名必要だ。これも水産業協同組合法の改正によつて法律的に政府が前国会で、必ず常時検査をしなければならないといふ建前になつておるのです。その法律的確な施行をやるとすればこういうものは是非必要だと、こういう趣旨の主張のようあります。説明書によれば……。それから水産物取引改善については取引所法の改正に伴う人間だと、それから沖合漁業の取締、遠洋漁業の取締、これについても十名の要求をされております。特に遠洋漁業取締については先般も水産委員会と内閣委員会との連合委員会で、現に水産庁は三ばいの監視船を建造中だと、三ばいの監視船ができるれば当然船舶法ですか、船員法の規定に基いた規定の人間を乗せなければなりません。而も一方これから国際漁業

か。漁船の管理及び改善についても全く同様であります。こういうふうに水産庁の附屬機関である研究所、講習所は一應後廻しにいたしまして、内部における各項目について一つ／＼余りにも水産庁の受けられる整理の状況と、この参議院の水産委員会における主張とはかけ離れているのであります。少しのかけ離れであればともかく、一方は減らすと言い、一方は殖やさなければならない、自分たちが作つた法律、或いは改正した法律を忠実に見守るためにもどうしてもこういうようにしなければならないという主張であります。重ねて申上げますが、余りにも懸隔が甚だしい。そこで一つ／＼の問題について取上げて質問をし、又御説明を伺いたいと思ひましたけれども、全般的に亘る余りにも多くの問題でありますので、この際これは各委員のかたにも一つ御辛棒を願つて、水産庁の現在やつてゐる人間に對しての原案の整理で、一休今まで申上げたような事柄ができるのかどうか、こういうことにについてわかりやすく御説明を得たいと思ひます。

我々の希望としましては、これらもいわゆる整理をやめてもらいたい中に入れてもらいたい、こういうような気持でいるわけあります。勿論各項目に亘つていろ／＼数字が出ておりますけれども、これも我々としてはこれでいいという意味ではないのであります。水産庁としましては、大体全体的には非常にほかの局等と比べましても手不足なのであります。併しとにかく我々としましては不承々々なのであります。が、一応各項目に振合わすと、こういうふうな考え方によあなつたのであります。併し私たとしましては、希望としましては少くとも過去に法律で通つたようなものは当然認められます。併し私たちとしましては、希望としましては少くとも過去に法律で通つたようなものは当然認められるべきものであるという意見を持つているわけであります。最近はこの法律が通りました、それに伴う定員がとれない、こういうことは非常に困ると思うのであります。従来でありますれば、法律が通ればそれに伴う定員といふものは当然認められたものであります。それらの事情も甚だ遺憾に思つてゐるわけであります。

吉田首相にここへ出て来て頂いて、この真偽について私は質したいと思いますから、委員長において首相の出席についてお取計らいお願ひしたいと思います。

○楠見義男君 私は神聖な氣持で審議をしておる自分の立場から言つても、そして又この内閣委員会の権威を維持する上から言つても只今の成瀬君の発言は極めて重要であり、又適切だと思います。従つて委員長において吉田總理の出席を要求せられるようにお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 承知しました。

○成瀬暉治君 そこで私は本日委員長からやつて頂いても、或いは若しできなければ、私は今晚実は出て来て頂きたいと思うわけですが、出て頂かなければ次に、明日は休むわけですから、やづて頂きたい。私は早速そういうふうに委員長から今すぐ私はやつて頂きたい。帰られたのか、その点も確かめ頂きたい。

○楠見義男君 ああいう答弁を求めて……抽象的な、これは雲をつかむような答弁を求めておるのじやなくて、余りにも見解が違うから、従つて具体的に各項目についてその事情を伺いたい、こういうことなんです。

○政府委員(山本宗君) 委員会のはうから資料が出ておりますが、私たちの考えは、大体この委員会の出されておる資料に尽きておると思うのであります。然らばなぜ最初の減員を了承したか、こう言われると思うのであります。

すが、これはまあ自治庁の考え方であります。私はとしましては、水産庁としては人が十分余つておるというふうな氣持はないのであります。むしろ配置現状に近いものでなければならんといふふうに考えておるわけであります。

○楠見義男君 これは午前中から繰返した問題を又水産庁についても繰返すようになつて甚だ遺憾であります。が、今まで水産庁では只今お聞きのように全くこれはしようがない、これではやつて行れども併しまあ経緯は別にして、とにかく詰合いで当該官庁の政府委員も何とか……、政府委員としての苦しい立場もありましようけれども、何とかやつて行かざるを得ない、或いはやりかけた統計をやめて必要であればこの整理をやらなければならぬ、というようなくらいに言つておるのであります。が、今の水産庁の側の御答弁は、今までの他の政府委員の答弁とは著しく趣を異にしておるであります。従つて午前中から繰返しておるような問題のようでありますけれども、なおこの際只今の御説明をお聞きになつた行政管理庁の側としての御答弁を煩わしいと思ひます。

○政府委員(大野木克彦君) 水産庁の整理に関しましては、御覧の通りには

かに比べますと、人數も少のうござい

ますし、従つて又整理率も結果にお

て一〇%ちょっとといふ状況でございまして、これだけの整理でやつて頂く

として、管轄庁といたしましては、水產

廳に極力能率を挙げて頂くことによりまして、これだけの整理でやつて頂く

すが、人間が二割減つて五倍の事務をど

ういうふうにして能率を挙げておやり

字には私は間違ひはないと思ひます

が、人間が二割減つて五倍の事務をど

ういうふうにして能率を挙げておやり

た数でござります。

○楠見義男君 私は再三申上げるよう

に、余りこの政府原案と水産委員長の

お申出とが違うので、実は、くどいよう

でありますけれども、問題を提案いた

しておるのであります。例えれば水産業

協同組合指導監督の例を仮にとつてみ

ますと、現在の予算定員が二十二名で、

それから水産委員長の御提案は三十

名なればどうしてもやつて行けない

といふ御提案であります。にもかかわ

らず二十二名から三十二名にならざる

逆に十八名に下つておる。そこで只今

のあれは話はまایろ／＼ありますけ

れども併しまあ経緯は別にして、とに

かく詰合いで当該官庁の政府委員も何

とか……、政府委員としての苦しい立

場もありましようけれども、何とかや

つて行かざるを得ない、或いはやりか

けた統計をやめて必要であればこ

の整理をやらなければならぬ、といふ

ようなくらいに言つておるのであります

が、今の水産庁の側の御答弁は、今

まで三名の減員でどういうふうに能率を

上げてやられるのか、それから水産業

は、これは人間の整理率が少いの

うに、これは人間の整理率が少いの

が合理的にできるかということについて、熱心に周到な検討を加えておる際に、かような記事が出来ることは甚だ遺憾である。内閣委員会を毎月するがごときものであるという感じを強く抱いたのでありますて、そこで委員長に対しまして、総理大臣の出席を求めるという事態に至つたのであります。そこで委員長はこの席を離れて直ちに吉田総理にお話をすることはいたしませんでしたが、官房長官を招きまして、官房長官から吉田総理にこの要求のあることを伝達して、そうしてここに出席を求めるということにいたしましたのであります。ところが只今官房長官が出席されましたのであります。若し諸君が何か長官に対して御質疑でもあるならばこの際願います。又長官から、これは政府側としていつでも委員会に出て発言する権利を持つておるのでありますから、長官が何か発言されるというならばそれも差支えないと思うのであります。これだけ報告をいたしておきます。

対しては審議を協力をする私たちには立場をとつて来たと思つております。ところがその記事は余りにも私たちを侮辱した言葉だ、こういふうに考えますから、飽くまでも私は首相の出席をされるようにして頂きたいということをお願いするものであります。

○委員長(河井、渋八君) 成瀬君に一言いたします。私は増田幹事長の出席を求めるということは一言も申しておりません。首相の御出席を求めるという委員会の御意向を内閣官房長官に伝えたのみであります。

○都祐一君 私は成瀬君の御発言のときたま／＼席におりませんでしたが、その新聞は暫らく前に見たのであります。それで官房長官が総理大臣の側近の補佐役としてすべてを責任を持つておりますのでありますから、私は一応その経過について官房長官から伺うほうですが、折角官房長官が出席をしておられるのでありますから、それらが済んでから何と申しますか、経過について誤解のないよう、誤解のないといふと語弊があるかも知れませんが経過について理解を持ち得る。又官房長官はそういうことについて責任を持つておられる責任者であると思いますから、私は官房長官の経過についてのお話を承わりたいと思います。

○カニエ邦彦君 只今委員から官房長官の発言を求めてもいいじゃないかというお話をありました。私は官房長官が御発言をなさることは、先ほど委員長から申された通り、これは私はけつて理解を持ち得る。そういうことについて責任を持つておられる責任者であると思いますから、官房長官がかようなことを申されたのはこの記事によりますとないのでありますから、だから私は少くとも参考

院の内閣委員会に、第一国会から今まで長年に亘りまして、私はずっとこの委員会に席を置いておつたのであります。従いまして我々はこの衆議院と異なつて、而も各派が非常に和氣藹藹のうちに、他のどの委員会よりも最も熱心に、最も慎重な態度を以て私はやつて來たと思うのです。そこで殊にその内閣委員会のこの態度についてですね、而も露々しく如何にも官僚の手先に我々が使われて行動をしているかのようないい象を多くの国民に与えたという事実に対しても、これは私は必ずやはり総理の出席を求めて、総理の口から明らかに何らかのお話を願わなければ、我々過去何年間努力して来たことを水の泡になり、従つて今回の定員法にこれだけ、恐らく他の委員会ではないほど、もう、朝、昼、晩ともやつてゐる委員会はないのであります。而も熱心にやつてある我々に對して酬られるところの言葉としては余りにも残酷に私は思ひます。従つてこれについては飽くまでもやはり私は首相の御出席を願つて、そうして明白にいたしたい、こう思つております。

うのは、この記事については、恐らく  
そういう関係もあって大分事実と違つ  
ております。でこういう問題になりま  
したから、私も傍らにいて聞いており  
ましたので、全然私の聞き違いはない  
と思います。そこで念のためは  
つきり申上げておきますが、総理大臣  
からこの委員会の審議について発言が  
あつたわけではないのであります。その  
ときには、増田幹事長から定員法の審議の問題、  
或いは予算委員会の審議の問題等を報  
告いたしておつたのであります。その  
ときに増田幹事長は、これは幹事長の問題、  
言つたことをここで私が発表するのは  
甚だ失礼だと思ひますが、非常に重要な  
にお考えでありますから、増田幹事長  
長の了解を得ずにして言つたのであります  
るから、その点はあらかじめお含みを  
願いたいのですが、増田幹事長  
はこういうふうに言つたのであります  
す。第一には、内閣委員会は殆んど午  
前、午後、而もかなり遅くまで毎日非  
常に熱心にやつておられて、委員長の  
前でこういうことを言うと甚だ失礼  
ですが、事實上のことを言うと、委員  
長は特に熱心にやつておられて、審議  
がなか／＼詳細に亘つて、時間  
間が取れるのはこれは止むを得ない、  
こういうことを第一に申したのであり  
ます。第二に、ただ困つたことには、  
いろいろな委員会がありまして、この  
内閣委員会以外の委員会でも政府委員  
が出席を求められて、いろいろな定員  
委員会とか、或いは内閣委員会とかに  
関係の実態の仕事について質問を受け  
ております。そこで多くの場合  
關係関係は大きな委員会、つまり予算  
委員会とか、或いは内閣委員会とかに  
出席を要水されているものであるか  
ら、政府委員がつまりほかの例えば

農林委員会とか、或いは水産委員会とかいろいろ／＼あります。が、そういう所へ出席を求める事でいろいろ／＼答弁するが、ときおりこの内閣委員会で行政管理局長官なり、或いは関係閣僚なりの発言していることと、政府委員がその所管の委員会でいろいろ／＼問い合わせられて言つてることと食い違いがあるといふように言われて、関係の委員会から非難をされている。つまり、所管大臣の言つていることと、君の言うことは違うじゃないかというような非難をされることはしば／＼あるので、よく関係各省では所管大臣と政府委員とが打ち合せて、そういう非難のないようになきやならない、こう思います。こういう説明をいたしたのであります。總理もそれは全く尤だ。いやしくも政府の政策を説明するときに、所管大臣と政府委員との説明とが食い違うようでは相成らんから、よくその点は注意をしてもらいたい、こういう発言がありました。実はそれによりまして、今日も次官会議におきまして同じことを私から言はずでありました。が、私がちよつとほかの委員会に出席しておきましたので、官房副長官から次官会議において所管大臣と打合せて、定員法の問題などを徹底的に考えて、所管大臣の意見もこうである。政府委員の意見も同じであるというところまで徹底して打合せないと抜ける、そこまでだめを押さないと思われぬところで以て意見が食い違うのじやないかといつて叱られることがあるから、よく気を付けてもらいたいということを、次官会議でも要求いたしましたが、この記事にあるようなことを幹事長が言つたこともなければ、總理が言長が言つたこともなければ、總理が言

つたこともないことは、ここではつきり申上げられるのであります。私は終始一緒におつたので、決してここにありますから、その点は御了承を願いたい。問題は関係閣僚と政府委員との意見が食い違うようなことがあつては相成らん、よく誤解のないように委員会で正確に説明するよう、こういう趣旨であります。

○都祐一君 私は総理が行政部内の統一について当然のことを只今の官房長官の御発言ですと言われたので、それが新聞記事に現われます際に、そのことを触れました増田幹事長がどういう発表をされたか。どういう調子で発表されたかということは別の問題でありますけれども、その場におられた官房長官がありのままに伝えられ、又その内容は当委員会を侮辱するものでもなければ、政府の関係について格別の批判をいたしたことでもない、ただ行政部内の統一を図りますために必要な発言をされたことと了解いたしますので、私自身としては官房長官の説明でこの委員会としても納得していいのじやないかと私は思います。

○楠見義男君 総理大臣にこの席にて頂きたいという趣旨は、そういうことを総理大臣が言われたかどうかといふことについて問題がありますので、従つて先ほど成瀬委員から、又カニエ委員から出席要求があり、私もそれに賛成したのであります。たま／＼その席上におられたという官房長官から只今詳細に亘つての御説明があつたわけです。従つて趣旨は、言つた人のほうから言つたかどうかを伺う趣旨であ

りましたけれども、今官房長官の説明で事情はわかりました。そこで問題は、官房長官を信用するかしないかの問題になるのですが、私は官房長官を信用したいと思います。従つて新聞発表の問題は、これは余談でありますが、増田幹事長の從来のやり方を見ますと、そういうことを或いは又やつたかといふような気がいたしますけれども、これはまだ先ほど郡君の御発言のごとく別問題であると存じます。要するに問題は官房長官を信用するかしないかの問題で、私は信用したいと思いますから、総理大臣の出席要求の問題は私は取消します。

○山花秀雄君 先ほど成瀬委員のほうから夕刊の新聞記事を中心として、一応総理大臣にこの委員会に来てもらつて、事の真相を明らかにしてもらはない」と、新聞の記事を額面通り受取ると、この委員会が何か侮辱されたような点が考えられますと、それから私はもう一つ懼れますのは、我々が審議しておりますのは事務量の問題で、これを発明して正確な定員をきめなければならぬ、こういう観点から質疑応答しているのであります。行政管理庁長官の説明によりましても、事務量によつて大体定員をきめるのだ、こういう

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。  
〔速記中止〕  
本日はこれにて散会いたします。  
午後六時二十四分散会  
下さい。

す。私どもはやはりそういうことのないよう一応総理大臣に来て頂いて、事の真相を明らかにしてもらつたほうが、これから政府委員の答弁についても私は正しい事務量の報告がなされるものだというふうに考えておりますので、一応この委員会に来て頂いて、総理大臣の内閣委員会に対する一つの考え方を表明して頂いたはうが、却つて委員長のほうから再度のお骨折りを願うことを要求したいのであります。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。  
〔速記中止〕  
本日はこれにて散会いたします。  
午後六時二十四分散会  
下さい。

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所